

日光道中絵図越谷附近 (草加市教育委員会提供)

第 1 3 9 回 歴 史 講 演 会 ( 研 究 発 表 会 )

# 越 ヶ 谷 宿 と 大 沢 宿

— 東武地域でもっとも栄えた宿 —

講師： NPO 法人越谷市郷土研究会常任理事

越谷市文化財調査委員会委員長

高 崎 力 氏

日時 平成 17 年 1 月 23 日 (日) 午後 1 時 30 分～

場所 越谷市中央市民会館 5 階会議室

参加費 500 円 (資料代)

NPO 法人 越谷市郷土研究会

越ヶ谷瓜の蔓

越谷市大沢 福井力之助家所蔵



福井力之助

越ヶ谷瓜の蔓



福井力之助

大沢猫の爪

越谷市大沢 福井力之助家所蔵

大沢猫の爪

福井力之助

大沢町古馬宮

愛知県西尾市 岩瀬文庫所蔵

大沢町古馬宮

大沢町古馬宮

大沢町古馬宮

江沢昭融編集

越沢にありゆる故事雑談古老の口説と遺りしをな  
にくれとなく其遺書つゝり、又古き文ともの中よ  
り入り出して、いさゝかの考をのせ寄冊にとはな  
しぬ、兼より文のかさりをのそさ只俗談ありの儘  
真偽を不論、筆を走らす事なれて誤の多きは後  
く是を補い、かならずしも他に見することなか  
れと願言、

天保十一年九月

御月亭子朗  
しるす(木田)

以下同様の書物上項目トノ別ニシテレ一  
ツキアテトモ全編ニテオモテ分ヘ全書

- 一 武蔵国寺之事
- 二 武蔵の國縁社
- 三 八潮府中園分寺
- 四 大沢村の考考
- 五 鎮守香取稻荷之事
- 六 新田いなり
- 七 下組の水神
- 八 地蔵前の地蔵
- 九 天満宮
- 十 内池の水神
- 十一 はき田天王
- 十二 神楽之事
- 十三 弘福院
- 十四 真福院
- 十五 元光院
- 十六 正光院鐘の銘
- 十七 天神の古炊
- 十八 高知の寮
- 十九 真福院の古井戸
- 二十 飯御免耕地
- 二十一 わし越耕地
- 二十二 内野耕地
- 二十三 堤外耕地
- 二十四 堤玉村之事
- 二十五 武蔵田一宮
- 二十六 新方之鎮守
- 二十七 新方三馬
- 二十八 蟹後の香取
- 二十九 塩地蔵之事
- 三十 金比羅大権現
- 三十一 仙間宮
- 三十二 花田前弁天
- 三十三 掃帚いなり
- 三十四 内出風敷の弁才天
- 三十五 正光院
- 三十六 光明院
- 三十七 覺皇院
- 三十八 除地之事
- 三十九 取留院堂金
- 四十 栄長義の庵
- 四十一 馬取殿音
- 四十二 耕地之名目
- 四十三 蟹後耕地
- 四十四 堤下耕地
- 四十五 血沼耕地
- 四十六 辻耕地

外河原野地  
窪井いかり  
花田古川  
私ニ唄る小名  
いふは籠  
五郎右衛門香  
かね柳  
水川前  
臥前  
大野下  
ササ  
堂の前  
地蔵前  
丁張  
川だま  
大橋  
会の各落  
桃山  
大橋  
内池

横ノ込野池  
新田野地  
宮後野地  
かどり畑  
ふたね新  
せんたん木  
古塚之ヶ所  
高山  
古川  
上ノ田  
ういの上  
茶屋うち  
はかますれ  
五反田  
御殿下  
上畑  
高畑  
トウサカ前  
酒の所  
菩提免之落  
輪地畑  
七ノ池之落  
外池

溝池  
八郎兵衛池  
堀池  
内池外池後池之落  
家別之落  
須賀用水溝刈山坂地合  
大田村内八丁尺之落  
用水刻引之落  
弘前新土落  
宿本尺之落  
天神小落  
茶屋前小落  
地蔵前  
中野用水  
千間堀  
張野堀  
大沢町加宿身成し事  
名主宮之落  
年寄役之落  
横付之落  
定住之落  
安永年中打込堀之落  
地子畑之落

観音坊池  
嘉右衛門池  
川棚池并外四ヶ所池之落  
組合普賢地方之落  
堀新田門落  
須賀堀井之根元  
須賀普賢受魚と成し事  
元荒川東西用水堤之落  
四木秋之落  
大沢橋之落  
権太郎落  
寺落  
須賀用水  
真田用水  
子ノ口堀  
定住堀  
往還開敷之落  
開敷之落  
組頭役動方  
馬場之落  
御高札落  
金拾西助合之落  
御伝馬之落

大沢町古馬場

人馬助方役屋敷の取  
越ヶ谷宿助郷之事  
御定實録之事  
上組五野食産屋出来前事  
唐煎之事  
舞馬之事  
本陣之事  
御増御録之事  
享保年中食産屋前  
宿村役人入馬相對併之事  
御伝馬屋敷  
歩行屋敷  
麻非屋敷  
庄三郎屋敷  
定住屋敷  
新屋敷之事  
御原御録  
新屋敷御録  
新屋敷古屋敷之事  
打出屋敷之事  
町人屋敷  
毛屋敷  
泊り帳付之事

問屋場之事  
高徳御免之事  
食産屋之事  
町録身いよ事  
兩行法新屋元  
大馬屋之事  
本陣之事  
助郷人馬屋寄動  
口前録之事  
諸家様凡人馬御供儀  
小新屋敷合々帳付屋敷  
御屋敷  
大木屋敷  
土口屋敷  
無地屋敷  
野地番給御録  
野地敷御録  
野地草給御録焼場之事  
下組屋敷尺池ありし事  
権杖尺の元屋敷  
庄内屋敷  
杜豆の木屋敷  
本陣御取付合々帳列

シロンといふ事  
食産屋代差紙之事  
問答氏名ありしと云事  
江戸社落  
一里塚之取  
瓦會根御田御録  
制割血判之事  
西ノ丸表上  
御録御大札  
御代官御持り御名前  
下組の印録之事  
水堀之事  
仙岡山屋敷之事  
島屋敷之事  
地蔵前入口敷石之事  
合戦御一件  
中の寺火事  
王や火事  
川舟渡之事  
花火渡之落  
朝湯之事  
御改革之事  
寶殿之棟取堀り之事

度無借之事  
食産屋敷之屋  
元禄年中石名前  
懸御石  
開張全目考  
御海見事  
小金原御座野之事  
百ノ丸御法宮御用願り  
御屋敷役録之事  
中組のまひの事  
女芸者ありし事  
五三番石堀之事  
三六騒動之事  
送り病人取計方  
鎮守祭札之事  
子供芝居之事  
めうがや火事  
四丁野火事  
江沢氏種預り之事  
女髪結之事  
春陣屋之事  
野殿之事  
御水堀名請之百姓

富興行ありし事  
御座水夫之事  
細成田之事  
金銀御取上ヶ之事  
金銀御取上ヶ之事  
御宿大坂屋治兵衛  
堀列之事  
越ヶ谷宿名主年寄終生  
同宿小野之事

角力之事  
地役人足之事  
免指之事  
人別送り書付之事  
擲年人之事  
半年の大水  
越ヶ谷宿石高反別  
同町三絶之取寄

当田廿一郡として古面ハ八拾四万石余と云、今ハ廿二郡なり、久良、朝霧、多麻、堀橋、石原、豊崎、足立、新座、入間、高麗、比企、横見、埼玉、大里、男衆、磯籬、横沢、那珂、男玉、加美、秩父、葛飾、今、古、下、總領より以上

## 日光道中の誕生

「日光道中」の名が示すように、日光道中は徳川家康の靈廟が日光山に造営されたことによる、江戸く日光間の往還名である。日光道中以前の旧往還は「吾妻鏡」などに見られる、「奥大道」や陸奥への往還や脇往還であった。越谷宿本陣の福井家文書「越ヶ谷瓜の蔓」には

往古奥州道、千代田御城下より千住秋屋の里、大原通り、八条堤通り、南百（なんど）角より西方、中町横町より元荒川渡り、押立堤通り、大里古往還（まき）久里・粕壁橋手前より百間（もも）通り幸手入り、御成り道迄川付き堤通り往還ニテ之れ有る由。

又一筋へ、千住より舎人道・鳩ヶ谷・大門・岩付・上高野台通りも之れ存る由  
と、記しているように日光道中と奥州道中は始めから一致した往還であったわけではなかった。

千住より越谷への奥州道の直道化開削がいつ頃かについては、まだ明らかにはされていないが、慶長十七年（一六一二）の「道路堤防并橋梁之制」には越谷も普請の道路に含まれている「台徳院史記」十月十六日に

道路堤防の制を仰下さる。大道小道とも馬さくりの所は。あるは砂あるは石もて堅固にならし。道の側には水路をうがつべし。泥滑の所も砂石もて堅固ならしむべし。堤防の芝生を剪削すべからず。馬さくりの所は。土をもて堅固にすべし。道路よろしき地にみだりに土を敷べからず。橋梁は公料私傾とも破損せば令し下さるべし。代官等心いれて修理加へしむべしとなり。またこの事の奉行を令せらる。川越は深津弥左衛門正吉。野呂理右衛門正俊。杉浦八郎五郎勝次。藤沢は飯田右馬助昌在。飯河藤次郎盛政。石丸六兵衛定政。

越谷は大沢忠次郎基雄。小金は尾崎助太夫信重。浦和は小笠原市左衛門長房。鴻巣は中川与助忠次。羽生騎西は大河内右衛門次郎某なり

越谷の道・橋保全には大沢忠次郎が任に当たったことが記されている。

日光道中の駅継ぎ、人夫・荷馬の徴送制が整備され、強制化された第二段階は日光東照宮の造営期である。元和九年（一六二二）・寛永元年と日光東照宮の造営工事はすすめられた。

### 『大沢猫の爪・福井献貞』は

当町（大沢）之養元和之頃ハ元荒川大堤通 今云新田耕地、古名高畑血沼築上通其の他放レ放レ住居致居候所、寛永年中より日光道ニ成り候……（中略）一、横シ込ハ元和度之名にあらず、往古ハ横道筋ハ村往還通也、

寛永中日光道中ニ相成宿場相継ケ

と日光道中と宿場ともに寛永年中としている。

承応二年は大沢村と有之、明暦二年は大沢町と有之候得ハ承応三・明暦元二ヶ年 之間ニ駅場ニ成候、

文祿三 (一五九四) 入間川に千住大橋を架ける

慶長六 (一六〇一) 東海道に伝馬制しかれる

七 (一六〇二) 中山道に伝馬制しかれる(奥州道もこの頃か?)

九 (一六〇四) 五街道に一里塚を設ける

増林村の御茶屋御殿を越ヶ谷に移築す……越ヶ谷御殿

十一 (一六〇六) (草加宿開設あり)

十七 (一六一二) 「道路堤防并橋梁之制」で越ヶ谷へは大沢忠次郎基雄が派遣される この頃大沢町成立か?

家康「百箇条」

大海道はその巾 六間  
並木より左右 二十間  
小海道はその巾 三間  
並木より左右 一〇間

元和元 (一六一七) 家康の文骨を日光山へ 日光臨往還・八王子千人同心道となる

八 (一六二二) 駅伝馬駄賃を定める

寛永七 (一六三〇) (草加宿開設あり)

十三 (一六三六) 箱根に関所を置く

二代將軍秀忠日光社参につき越ヶ谷宿に伝馬手当米一五〇俵下附

二〇 (一六四三) 越ヶ谷宿へ助成金一八〇兩下附される

慶安二 (一六四九) 家綱日光社参往返とも越ヶ谷御殿休泊

三 (一六五〇) お蔭参り大流行

明暦元 (一六五五) 大橋架け替え

三 (一六五七) 「御足人馬」により越ヶ谷宿は二五人・二五疋

越ヶ谷御殿は江戸城二ノ丸に移築(江戸市中明暦の大火による)

万治二 (一六五九) 道中奉行を設ける

遊女禁止令

寛文二 (一六六二) 大沢町藤屋彦三郎始めて食売女を抱える

元禄二 (一六八九) 松尾芭蕉「奥の細道」に旅立つ

九 (一六九六) 日光道中「助郷」制度できる

越ヶ谷に助郷帳交付 近隣二一カ村助郷村に指定される

一〇 (一六九七) 大沢町食売旅籠一〇軒登録

十一 (一六九八) 越ヶ谷宿地子免一万坪

宝永二 (一七〇五) お蔭参り大流行し、民衆伊勢神宮に群参

四 (一七二四) 越ヶ谷宿問屋場 越ヶ谷中町名主会田五郎兵衛屋敷 6 x 15間 三畝歩

大沢町問屋場 大沢町名主江沢太郎兵衛屋敷 6 x 15間 三畝歩

享保八 (一七二三) 情死の罰則定める

十一 (一七二六) 越ヶ谷宿助郷は西方村を免除し新たに、向畑、川崎、上・下間久里村を指定

十七 (一七三二) 「御足人馬」改定 越ヶ谷宿は五〇人 五〇疋  
うち困い人馬は一〇人 一〇疋

明和八 (一七七七) お蔭参り流行

安永三 (一七七四) 越ヶ谷宿名主・問屋・本陣の三役兼帯の越ヶ谷本町の会田八右衛門は没落し退転

五 (一七七六) 將軍日光社参越ヶ谷宿増助郷

八 (一七七九) 大沢町大松屋福井権右衛門越ヶ谷宿本陣を引受ける

天明元 (一七八一) 大沢町福井家本陣となる…以後明治まで

二 (一七八二) 助郷雇替人馬勤め幕府より許可

寛政二 (一七九〇) 大沢町食売旅籠手入れ 多数処罰

七 (一七九五) 將軍家齊小金鹿狩 越ヶ谷地域の村々、干住・松戸両宿の助郷命ぜらる

十二 (一八〇〇) 日光法会の二十一日間の通行で越ヶ谷宿の人馬動員数

総数	人足	一二、八七〇人	馬	三、九二三疋
宿人馬		一一、〇五〇人		一一、〇五〇疋
助郷人馬		一一、八二〇人		二、八七三疋

享和二 (一八〇二) 十返舎一九「東海道膝栗毛」刊行

文化七 (一八一〇) 干住、栗橋間の七カ宿、河岸場相手に「旅人乗船禁止」の訴訟

天保元 (一八三〇) お蔭参り大流行

天保年間 飯盛女二名宛旅籠屋に置くこと許可

四 (一八三三) 広重「東海道五十三次」なる

七 (一八三六) 「江戸名所図会」刊行

十二 (一八四一) 大沢町食売旅籠屋手入れ、多数の処罰者出る

文久元 (一八六一) 和宮下向につき板橋宿へ越ヶ谷地域からの助郷を命ぜらる

元治元 (一八六四) 水戸追討の軍勢四〇〇〇人越ヶ谷宿に一〇日間逗留

明治元 (一八六九) 薩長軍一五〇〇人越ヶ谷宿に泊まる

新政府 駅通規則を公布

六 (一八七三) 等級道路名となり、一等道路「陸羽街道」

九 (一八七六) 一等道路を国道とし「陸羽街道」

大正八 (一九一九) 道路の番号化により「四号」

# 越ヶ谷宿と大澤宿の今昔

## 一、昔の道

海道

東武地域の古代道

## 二、五街道の制

江戸を基点とする

一里塚 石標 並木 茶店 宿場

## 三、伝馬制

伝馬駅継立制度のこと……人ど者の駅継ぎ

人馬継立 宿の向屋、年寄の任務

駅継ぎ 距離や荷の軽重により駄賃を決める

一里塚 道の距離の目安

駄賃計算上の目安

御定人馬 各宿駅に常備しておく人夫数・馬匹数

人馬賃銭 御朱印人馬(朱印状所持者) 無賃

御証又人馬(奉行等の証明書所持者) 無賃

御定賃銭(幕府の公定賃金) 右以外の公用者・奉勤交代者など

相對賃銭(利用者との自由契約) 右三種の過剰分・一般旅行者

人夫 荷物五貫目までとする 過分は別増賃金となる

長持 一棹三十貫までで人足六人宛とする

乗物一挺につき人足六人

山乗物 ; ; 四人

山駕籠 ; ; 三人

あおり籠 ; ; 二人

具足 ; ; 一人

寄馬 四十貫の荷

乗掛馬 人一人と十八貫〜二十貫までの荷

軽尻馬 人一人と五貫までの荷

乗軽尻 人一人のみ

荷軽尻 二十貫までの荷

四、伝馬株・屋敷株

越ヶ谷宿

伝馬株 本百姓 一・二〇軒(耕作地と屋敷を持つ)

歩行役 百姓 二・一軒(屋敷地のみ持つ)

大澤宿

伝馬株 本百姓 二・一軒(耕作地と屋敷を持つ)

歩行役 百姓 二・一軒(屋敷地のみ持つ)

伝馬株、屋敷株とも売買可

卑株も認めた

株所有者になれば町政に参加できた

いずれも地子免あり

五、宿役人

同屋および年寄 同屋場の責任者(本陣を兼ねることあり)

同屋下役

帳付……人馬数・貨銭の授受および帳付

人馬差……継立役

人・荷を宿の人馬に割振る

助郷人馬の動員と割当

定使い……諸連絡をとる

年寄役 (一人一年分)

越ヶ谷……金五兩と伝馬役引

大澤……金四兩二分

六、助郷制度

臨時に人馬の需要が必要になった時、宿周辺の集落村から人馬を徴用できるよう

あらかじめ取決めをしておく

しばしば変更があった

(一) 定助郷(単に助郷ともいう)

(二) 加助郷(増助郷ともいう)



問題点 作付期・収穫期に関係なく要請がくる

代償制度 助郷替人馬制できる

宿場に替人馬が留まる

七、旅籠屋

本陣 身分の高い勅使・官・公家・幕府・大名・高僧・朱印状所持者など

脇本陣 政庁クラス



旅籠

御用旅籠

公用者・一般旅客(越ヶ谷宿は十八軒指定)

平旅籠

一般旅客・指定請

飯盛旅籠

次第に増加し遊興化した。然るから制限許可制になる。同屋筋へ特別拠出金を提出

本賃宿

当初は本賃宿から始まる

旅人食料持参・薪代を支払う

## 八、立場

宿場と宿場の中程に自然発生した休憩所

お茶・中食・名物・旅装補充・馬の水と飼料

「蒲生立場」若槻道・大相模不動道への分岐点として栄えた

「同久里立場」旅行記に登場する名物ウナギの秋田屋などある

## 九、飯盛旅籠

十、「講」と「札」と「旅心得集」……信仰・湯治・遊山・職業講・信仰講など

東北方面 松島・出羽三山

伊勢参り、抜け参り・お蔭参り

金比羅参り・四国遍路

富士講・大山講など

十一、関所・川関・渡舟

橋||千住大橋

川関||粟橋

東海道の場合

十二、宿場町と市立

十三、一般庶民の旅の例

徳川家康は、天正十八年（一五九〇）関東移封後、原則として一里あたりの駄賃を錢一六文に定めたといわれる。その後物価の変動その他で追々駄賃の改定が行われたが、正徳元年（一七二二）に各宿間の駄賃が改めて定められ、この駄賃が高札に記されて各宿の高札場に掲げられた。以来このときの駄賃が元賃銭と称され江戸時代を通じ駄賃の基準となり、元賃の何割増減という計算方法で駄賃が定められた。この元賃銭のうち日光道中各宿間の賃銭を示すと、次の表のごとくである。

日光道中各宿間元賃表  
（五街道取捨書物類寄による）

宿場	里程	本馬	軽尻	人足
江戸	2里8町	文 91	文 60	文 46
千草	2里8町	84	56	43
越ヶ谷	1里28町	67	44	34
埴野	2里30町	106	67	50
杉戸	1里21町	61	41	31
幸手	1里25町	68	46	35
栗橋	2里3町	80	53	41
古河	1里20町	61	41	31
野木	25町	29	19	14
間山	1里27町	68	46	35
小山	1里24町	65	43	32
新井	1里11町	52	35	26
小井	29町	31	20	16
石橋	1里18町	58	37	29
雀宮	1里23町	65	43	32
宇都宮	2里1町	80	53	41
下徳次郎	2里13町	92	61	47
中徳次郎	2里17町	100	64	48
上徳次郎	2里31町	116	74	56
大今	1里32町	73	48	36
今市	2里	78	52	40
鉢石	2里	86	58	43

これによると、各宿場はおよそ二里前後に一カ所設けられており、この賃銭は一里あたり本馬で約錢四〇文、軽尻で錢二五文、人足で錢二〇文前後である。しかしかならずしも画一的なものではなく、宿によって多少の差異がみられる。

江戸時代旅人の休泊を目的とした施設を旅籠屋と称し本陣などもこれに含まれたが、本陣・脇本陣は普通旅籠屋とは呼ばない。本陣・脇本陣を除いた旅籠屋を大きく分けると、特殊な女を置いて旅人の接待をさせる食売旅籠屋（飯盛旅籠）と、そうでない平旅籠屋とがあった。そのほか宿泊する旅人の種類やその場所によって商人宿・牛馬宿・香具宿・木賃宿・参詣人宿・郷宿・温泉宿などと呼ばれたが、道中宿場の旅籠屋では、単に旅籠屋と呼んで明確な区別は設けていなかったようである。

旅籠屋の数は、その宿場や時代によって大きく異なるが、天保十四年（一八四三）の調査による『宿村

日光道中、宿戸数・旅籠屋数

宿名	総戸数	人口	旅籠屋
千草	2,370	9,956	55
越ヶ谷	720	3,619	67
埴野	1,005	4,603	52
杉戸	773	3,701	45
幸手	365	1,663	46
栗橋	962	3,937	27
古河	404	1,741	25
野木	69	403	6
間山	1,105	3,865	31
小山	126	527	25
新井	175	947	50
小井	423	1,392	74
石橋	59	244	11
雀宮	165	767	43
宇都宮	79	414	30
下徳次郎	72	268	38
中徳次郎	1,219	6,457	42
上徳次郎	169	653	72
大今	43	278	41
今市	236	1,122	21
鉢石	227	985	19
日光御成道			
岩川	229	1,251	3
鳩谷	295	1,406	10
大岩	217	906	16
大岩	480	896	6
大岩	778	3,378	10

大概帳』によると、東海道桑名宿の二二〇軒、同じく岡崎宿の二二二軒がもっとも多い方である。

日光道中宿駅戸数・町並・地子免・支配表

宿 駅	戸 数	町 並	地子免	支配所
千草	2,370	22.19	15,000	領 府 幕
住加	720	12	10,000	幕
越谷	1,005	17.34	10,000	幕
越谷	773	10.25	10,000	幕
粕壁	365	8.20	10,000	幕
杉戸	962	45	10,000	幕
幸栗	404	10.30	5,000	幕
中橋	69	4.50	1,800	古 河 藩
古河	1,105	19.18	71,228	古 河 藩
野木	126	10.55	3,600	宇都宮藩
間山	175	9.50	3,600	宇都宮藩
小田	423	12.13	3,600	幕 府 領
新井	59	3	ナ シ	幕 府 領
小橋	165	6.42	ナ シ	幕 府 領
石橋	79	5.28	ナ シ	幕 府 領
雀宮	72	5.20	ナ シ	幕 府 領
宇宮	1,219	20	131,206	宇都宮藩
徳次郎	169	3.12	ナ シ	幕 府 領
		2.51	ナ シ	幕 府 領
		5.14	ナ シ	幕 府 領
大沢	43	4.4	4,140	日光奉行
今市	236	7.21	4,140	日光奉行
鉢石	227	5	日光町	日光奉行
日光御成道				
岩川	229	3.31	ナ シ	領 府 幕
瀨口	295	13.57	10,000	幕
鷺谷	217	4.20	8,564	幕
大門	480	7.23	ナ シ	幕
大付	778	17.10	42,145	岩付藩領

越ヶ谷・大沢両町は、同じ越ヶ谷宿のうちであったが、それぞれ地子免の割合が異なっていたのは、両町が独立した伝馬機能を持ち、合宿という性格が強かったためで、このときにはまだ完全に合体するに至らなかったためである。また千住宿では一万五〇〇〇坪の地子免を、一七三軒半の伝馬役百姓に割合、一軒あたり二畝二六歩であり、草加宿では一万坪を二二〇軒半の伝馬役百姓に割合、一軒あたり三畝歩の配分であった。しかしこの地子免は、伝馬百姓の過重な負担にくらべれば、微々たる減税でしかなかったであろう。

地子の免許

各宿御定の人馬は、役百姓を除いた伝馬百姓が負担したが、幕府や藩でもこの代償の一つとして地子(宅地税)を免除することがあった。地子免の早い例では、

慶長六年(一六〇〇)、東海道に伝馬の制が布かれるとともに、東海道中品川・三島・保土ヶ谷・浜松・藤枝・四日市の各宿などに伝馬状が交付され、それぞれ一部の地子が免除されている。日光道中では、慶長七年に宇都宮宿の地子が免除されたという説もあるが、たしかなことは不明であり、またほかの宿の地子免期日も明らかでない。

もっとも千住宿の『旧考録』によると、伊奈半十郎忠治による寛永四年八月の検地するとき、千住宿は五万坪の地子が免除されたという。また越ヶ谷宿では、『大沢町古馬宮』によると、寛永十七年に越ヶ谷・大沢両町に各六反歩の地子が免除されたとあり、大沢福井家文書『往還御用留』によると、慶安三年から地子免が許されたとあるが、いずれも確実ではない。確認できるのは検地帳などにより、元禄九年(一六九〇)度から千住宿が一万五〇〇〇坪、越ヶ谷宿が一万坪の地子が免除されていることである。おそらく日光道中各宿の地子免も、宇都宮や古河宿を除いてはこの頃のことであろう。

このうち越ヶ谷宿の地子免は、宿内の各伝馬役百姓らに配分されたが、越ヶ谷宿両町の地子免配分は次のごとくである。

越ヶ谷町 (五千坪) 伝馬役百姓 一二〇軒半 一軒に付一畝七歩八厘宛

歩行役百姓 二二軒 一軒に付二歩六厘宛

割余り分 一〇坪 市神社人勤太夫へ割当

大沢町 (五千坪) 伝馬役百姓 七三軒 一軒に付二畝五歩宛

歩行役百姓 五軒 一軒に付一畝一步宛

割余り分 一〇〇坪 問屋場敷へ割当

千住宿

宿内町並南北二町一十九間 人別 九九五六人 家数 二二七〇軒  
本陣 一軒 脇本陣 一軒 旅籠屋 五五軒 内 大四軒 中三四軒 小一七軒  
打出屋敷 一丁目 下河藤左衛門 高礼場一丁目 荷物賣目改め所 問屋脇脇  
人馬継問屋場一ヶ所 問屋二人 年寄六人 帳付三人 馬指二人 人足指三人  
右問屋場と問屋一人・年寄三人・帳付一人・馬指一人・人足指一人日々相談、重き通行有之節ハ宿役人一同罷出取扱来

草加宿

宿内町並南北一二町 人別 三六一九人 家数 七二三軒  
本陣 一軒 脇本陣 一軒 旅籠屋 六七軒 内 大二軒 中三〇軒 小三五軒  
打出屋敷 大川氏の屋敷 高礼場六丁目  
人馬継問屋場一ヶ所 問屋四人 年寄六人 帳付三人 人馬指六人  
右問屋場と問屋一人・年寄三人・帳付一人ツツ日々相談、重き通行有之節ハ一同罷出取扱来

越ヶ谷宿

宿内町並東西(南北) 一七町三四間 人別 四六〇三人 家数 一〇〇五軒  
本陣 一軒 脇本陣 四軒 旅籠屋 五二軒 内 大一一軒中二八軒 小一二軒  
打出屋敷 会田五郎平 高礼場本町  
人馬継問屋二ヶ所 一ヶ所 中丁 一ヶ所大沢町 問屋四人 年寄二人 帳付四人 人馬指七人  
右問屋場と問屋一人・年寄二人・帳付一人・人馬指二人ツツ日々相談、重き通行有之節ハ宿役人一同罷出取扱来、  
尤右二ヶ所問屋場毎月十日代相立動来、

粕壁宿

宿内町並南北十町二五間 人別 三七〇一人 家数 七七三軒  
本陣 一軒 脇本陣 一軒 旅籠屋 四五軒 内 大二軒 中八軒 小二五軒  
打出屋敷 地名のみ打出組 高礼場上宿  
人馬継問屋場一ヶ所 問屋二人・年寄四人・帳付二人・馬指四人  
右問屋場と問屋・年寄共外共日々相談、重き通行有之節ハ宿役人一同罷出取扱来、

杉戸宿

宿内町並東西(南北) 八町二〇間余 人別 一六六三人 家数 三六五軒  
本陣 一軒 脇本陣 二軒 旅籠屋 四六軒 内 大四軒 中七軒 小三五軒  
打出屋敷 不祥 高礼場一ヶ所 中町  
人馬継問屋場一ヶ所 下町 問屋三人 年寄七人 帳付三人  
右問屋場と問屋・年寄一人ツツ、其外宿役人も日々相談、重き通行有之節ハ一同罷出取扱来、

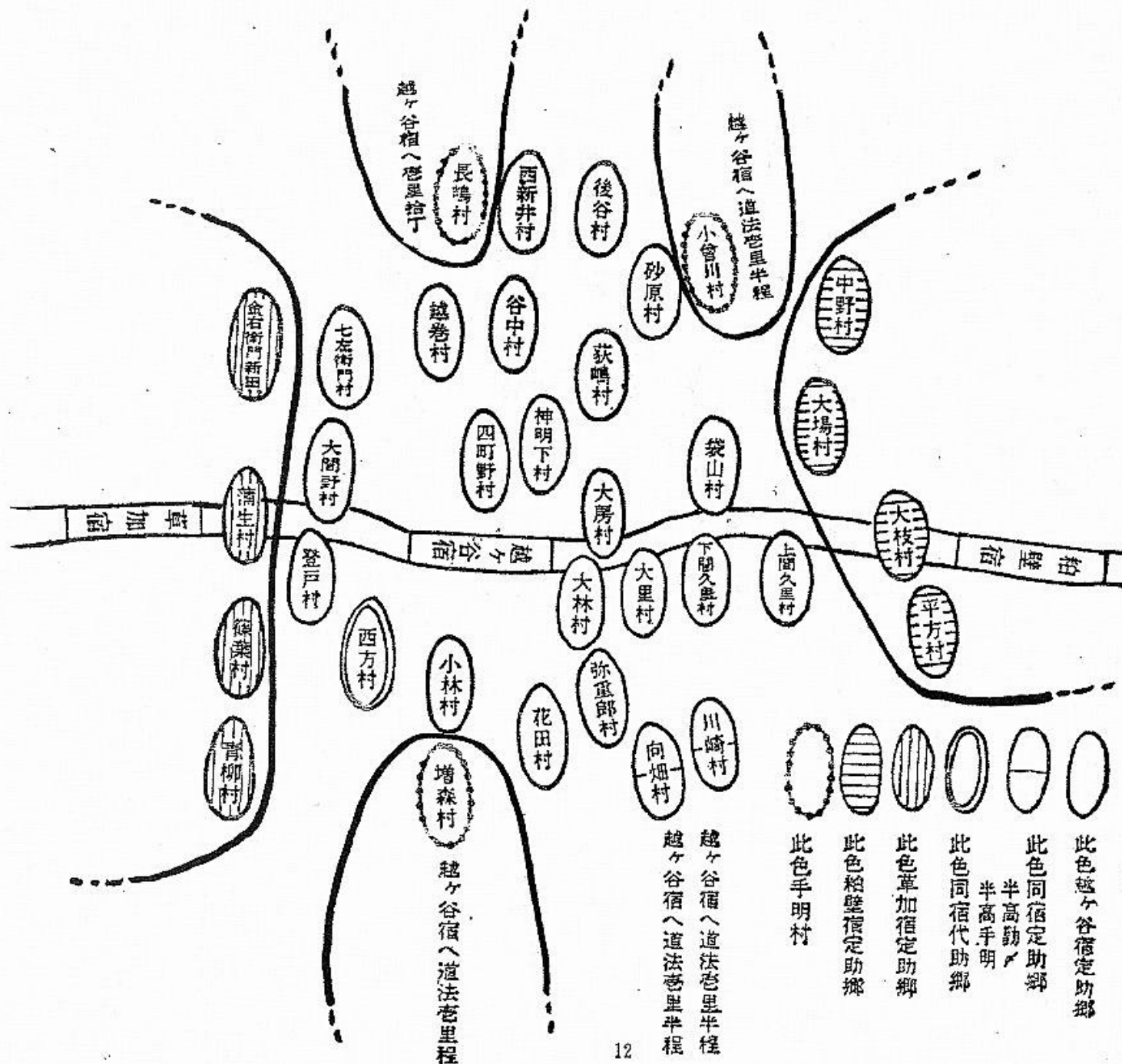
幸手宿

宿内町並東西四五間(宿往還長九町四五間) 人別 三九三七人 家数 九六二軒  
本陣 一軒 久喜町 脇本陣無 旅籠屋 二七軒 内 大無 中七軒 小二〇軒  
打出屋敷 知久文左衛門屋敷 高礼場 右馬之助町  
人馬継問屋場一ヶ所 久喜町 問屋四人 同見習一人 年寄八人 帳付四人 馬指四人 月行事四人  
右問屋場と問屋一人・年寄二人・帳付一人・馬指一人・月行事一人日々相談、重き通行有之節ハ宿役之もの一同罷出取扱来、

栗橋宿

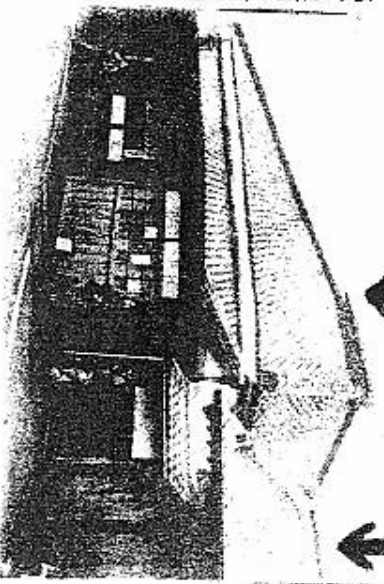
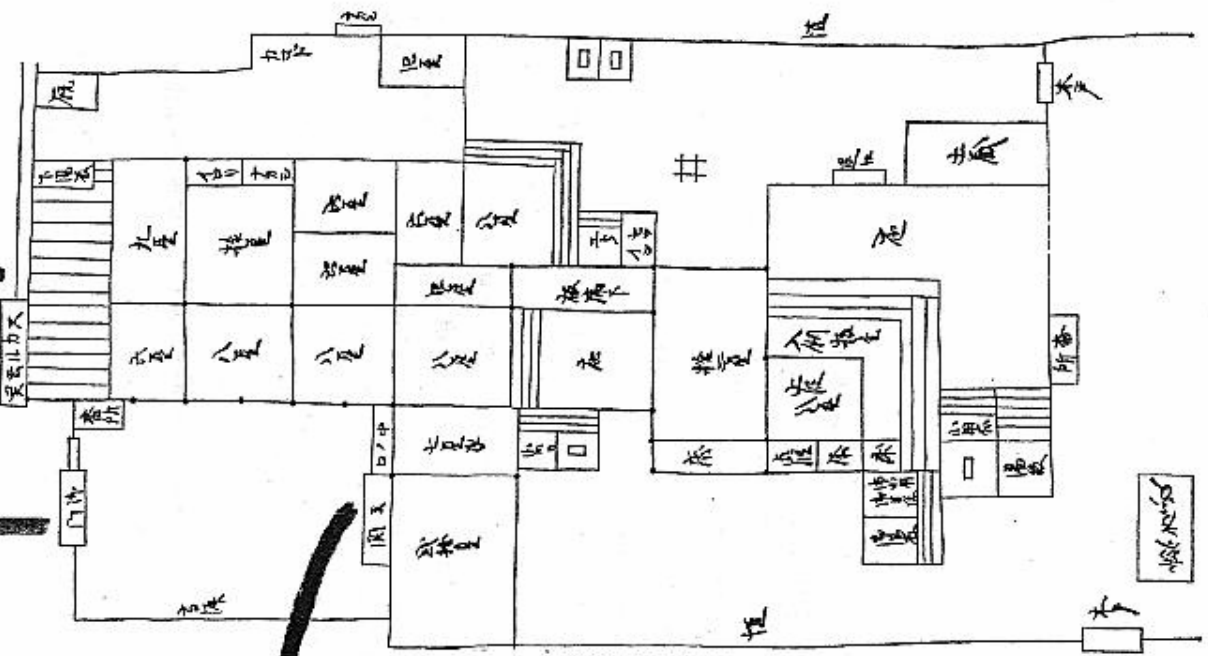
三宿之後ハ中田宿と合宿ニ有之、毎月十五日代り相動来る)  
宿内町並南北十町三十間 人別 一七四一人 家数 四〇四間  
本陣 一軒 脇本陣 一軒 旅籠屋 内 大四軒 中七軒 小一四軒  
人馬継問屋場一ヶ所 上町 問屋三人 年寄三人 帳付三人 馬指三人  
右問屋場と問屋一人・年寄一人・帳付一人・馬指一人日々相談、重き通行有之節ハ宿役人一同罷出取扱来、右宿役人房川渡船場役兼番相動候由。

越ヶ谷宿助郷





越谷宿本陣福井家本陣



福井家表門口(原形)

日光を↓

日陰を↑

大沢町福井家 本陣家屋 屋敷絵図

惣建坪は一四二坪

天明三年(一七八三)一月大沢町大火により本陣類焼す

本陣福井家「御休泊」

御用日記』によって弘化五年のときの二本松城主丹羽左京大夫参勤の際の覚書をみると、

一、錢二百七拾二文御上御一人様

一、錢二百四拾六文御次御一人様

一、錢二百四拾文 御下御一人様

右之通り御旅籠代御取極下され候処、相違御座なく候、以上

一、白米一升ニ付 錢百四拾八文

一、胡摩一升ニ付 錢二百八文

一、塩一升ニ付 錢四十八文

一、油一升ニ付 錢一貫百文

一、昆布一把ニ付 錢二百八文

一、酒粕一升ニ付 錢百四十八文

一、沓十足 錢三百文

一、玉子一ツニ付 錢二拾文

一、馬一疋ニ付 錢四百八拾文

右之通り所相場を以て願上奉候通り、相違御座なく候、以上

申正月十二日 福井権右衛門

二本松様御内近藤清司様

とあり、時の所相場を示して相対で掛合のうえ宿料を定めたことが知れる。

それでは大名休泊時の本陣の献立はどのようなものであつたらうか。同じく弘化五年の『御休泊御用日記』によって、内田豊後守一行の賄いをみると、本陣に到着したときの夜食は、御平がしいたけ・ゆば・長芋・竹の子・三ツ葉、御皿がくわい・蓮根・かんびよう・しいたけ・ひろゆば、御汁がしいたけ・焼豆腐・青菜、香の物が大根の味噌漬と、しょうがの糍漬である。御膳は米を持参したので、これを炊いて差上げたという。

翌日の朝食は、御平があんかけ豆腐にしょうが、御汁が大根の千本切、御皿は竹の子の丹煮、香の物が大根の味噌漬と大根の糍漬である。そして弁当には玉子焼にこぶたけのうまに、それによせ豆腐であつた。また御供衆の賄いは、上・下に分けられた定食であつたが、定食以外に酒肴を注文したときは、各人それぞれの分は別勘定であつたとあるので、この多彩な献立は大名だけの分であつたかも知れない。ともかく大名の休泊は、本陣・旅籠にとつて少なからぬ助成であつたらう。

しかし一般的には、藩財政の窮乏が深刻になつた江戸時代中期以降は、各大名とも参勤交代その他に用する交通費をきびしく儉約し、相対宿料も守らない傾向にあつたようである。

一月二十三日	日光門主	下山小休	五月 七日	日光門主	登山小休
二月二十五日	小池坊権僧正	日光へ昼休	五月二十一日	織田兵部少輔	参勤宿泊
三月二十六日	立花主膳正	江戸へ宿泊	五月二十三日	日光門主	下山小休
四月 一日	田村右京大夫	江戸へ昼休	五月二十六日	溝口主膳正	江戸へ宿泊
四月 二日	堀田摂津守	昼休	六月 八日	南部弥六郎	宿泊
四月 五日	上杉弾正大弼	宿泊	六月二十八日	生駒主殿	宿泊
四月 六日	丹羽左京大夫	宿泊	七月 十七日	南部弥六郎	宿泊
四月 十一日	有馬備後守	昼休	七月 二十日	有馬備後守	宿泊
四月 十二日	日光門主名代	小休	七月 二十九日	南部甲斐守	宿泊
四月 十三日	日光祭礼奉行	宿泊	七月 七日	日光門主	小休
四月 十八日	京都勅使万里小路	小休	九月 十一日	鳥居丹波守	昼休
四月 十八日	日光名代武田左京大夫	宿泊	九月 十三日	日光名代横瀬美濃守	小休
同 日	日光祭礼奉行内田豊後守	虎屋宿泊	同 日	日光祭礼渡辺備中守	大黒屋小休
四月二十二日	仙台大将	下向宿泊	同 日	日光祭礼渡辺備中守	大黒屋小休
四月二十三日	周幡少将	参勤宿泊	十一月 二十日	鳥居丹波守	昼休
四月二十六日	丹羽越前守	入府宿泊	十一月二十五日	松井周防守	宿泊

飯盛女の名称

幕府の公用語

關東	飯盛女とか飯盛下女、飯売下女、茶汲女、
裏日本	ねこ、駱駝
碓氷関	抱え下女
奥州道中盛岡宿	おしゃらく
中山道木曾十一宿	草餅
新潟	菰被りとか船饅頭、もぐり
信州松本や諏訪宿	針箱
全国的	留女、杓子、おぢゃれ

守貞漫筆には「江戸にて歌妓を宿場女郎といふ、三都とも歌を宿といふ、今俗の風なり」



万延元年（一八〇）六月、越ヶ谷宿在七左衛門村の百姓太郎左衛門が、豆州熱海へ旅をしたが、このときに記した『熱海入湯諸雜用覚帳』によると、太郎左衛門は途中品川宿で道中記を錢一六文で購入している。道中の案内にするためであったろう。試みにこの道中の諸掛りを記すと次のことである。

太郎左衛門が熱海へ旅立ちするとき、「疝・癩・留飲・痔瘻足之砌錢別」として、数多くの村びとや知人から錢別金がよせられている。当時は一寸した旅にも、錢別のやりとりはきわめて一般的な風習であったようである。ともかく六月十日七左衛門村を立出した太郎左衛門は、草加宿から千住宿まで駕籠に乗った。駕籠賃は金一朱と錢一〇〇文である。千住宿で昼食をとったが、この代金は錢二一六文、錢三二文で煙草を買い、江戸芝浜松町まで歩き、ここから駕籠に乗って品川宿についた。このとき浜松町からの本来の駕籠賃は、錢三〇〇文であったが、途中俄かに雷雨にあい、道を急行させたので金一朱と錢六四文の料金になったとある。当時の錢相場はつまびらかでないが、かりに金一両が錢七貫文とすると、約錢五〇〇文の代錢にあたり、多額な割増銭をとられた勘定である。いずれにせよ品川宿で一泊、泊り賃が錢三三二文、それに酒肴代が二八八文で計六二〇文の払いであった。ここで道中記を買求めたのは前述の通りである。

翌十一日、品川宿からただちに駕籠に乗り神奈川宿に至ったが、途中六郷の渡しで駕籠とも三人分錢四五文の船賃を払って多摩川を渡った。品川から神奈川まで道程五里、この駕籠賃は金二朱と二〇〇文であった。ここから徒歩で戸塚宿に至り一泊、泊り代は錢二七二文である。翌十二日、戸塚宿を立て大磯宿に至り、ここから小田原まで道程四里の道を再び駕籠に乗った。このときの駕籠賃は金一朱と錢三〇〇文、小田原宿で一泊、泊り代は錢二六四文である。

翌十三日、酒匂川の人足渡し賃一九〇文を払って酒匂川を渡り、ここからまた駕籠に乗って熱海に着いた。このときの駕籠代は金一分と錢一〇〇文、山道であるためか割高である。こうして武州埼玉郡七左衛門村から豆州熱海まで、二泊三日の旅であった。

熱海では相模屋要右衛門方に逗留したが、このときの宿泊料の取極めでは、三疊間の勝手と二疊間の煮焚場所、それに諸道具が付いている六疊間座敷一日あたり銀九匁の部屋代である。このほか諸事世話をする老婆を雇ったが、この老婆一日あたりの給賃は銀三匁であった。この間太郎左衛門は、入湯のかたわら錢三一文で髪を結ったり、錢四八文であんまを頼んだり、錢一〇〇文で講釈を楽しんだりしたが、その後箱根の湯本などにも足をのぼした。こうして七月三日、二十四日間の湯治の旅を終えて家に戻った。この間の出費は惣々金二兩と錢二一貫五七〇文であった。このうち金一兩一朱と錢四貫八六四文が、実に駕籠賃であったとあるので、おそらく駕籠は老人や病人、あるいは女人しか普通は利用しないせいたくな乗物であったであろう。

また農民はしばしば巡礼を志し、比較的早くから徒歩の旅を楽しんでいた者もいたようである。延享二年（一七五）五月、埼玉郡蒲生村（現越谷市）の農民中野佐七は、同行五人の者とともに坂東巡礼に向かっている。このときは房州路を市川・船橋・千葉を経て銚子に出た。一行はここから鹿島・香取を廻って土浦に抜け、筑波から水戸・太田を経て奥州路の郡山に到り、二本松・福島・白石・岩沼を道って仙台の長町に到っている。それより塩竈に出て船路三里、松島に遡んだが、ここでは「是よりまつ嶋へ舟にのる。舟錢一そう立切にて五五〇文、夫より嶋々見物、嶋数八百八嶋と云、舟道通りに四十八嶋あり、けいち（景地）なり。次にまつ嶋へあがりあんない頼、仙台様御ぼたい所ずいがん寺へ。」

慶長十九年(一六一四)十月

路次中諸駄木銭の事

宿主の薪を用ひば、びた三文、馬は一疋に六文たるべし。もし薪をみづから持来りて用ふるものは、宿賃をつかはすに及ばず(徳川実紀)の「台徳院殿御実紀」

「慶長初年の頃は旅人一日の糧食を楯二合五勺とし、十日を行くものは則二升五合を携へ、旅舎は唯之を掩すの温湯及臥榻を給するのみ故に、其宿賃の凡例に於て妾婢は予報あらざれば借さす」

栗原信允著「柳庵雜筆」

元和二年(一六一六)十月十四日

江戸幕府が人身売買に関する禁止の法令をはじめて出す

一切人を売買する事を禁ぜらるれば、もしみだりに売買せし者には、売人買人共に損失と定め、本人は心にまかせしむ。

もし勾引して売者あらば、売人は罪に処せられ、売られしものは本主にかへし下さるべし(徳川実紀)一節)

(慶安以前)

「慶安以前元道中へ、千住の大原通八条堤六本木中町横の筋往還成しを千住々中橋迄細見所御引渡しニ而直道ニ成申候」

(越ヶ谷瓜の蔓)

元和三年

伝馬の始まり 越ヶ谷宿駅の成立か

「越ヶ谷元郷へ(中略)御入国後の繁昌ニ相成、元和年中日光山は御遷葬の日光道中越ヶ谷村ニ而御伝馬難立致居候、寛永年中日光祭礼并詣御大名様方参勤交代被仰出候ニ付、宿場へ問屋屋旅館之本陣所等被仰渡、遂其後慶安年中地子免許等被仰付候、越ヶ谷宿と唱候事此年曆之間と相見へ申候」(越ヶ谷瓜の蔓)

元和三年(一六一七)三月

「十二日、風雨猶やまず。この日、日光山御参詣の御首途あり、入馬川洪水して千住の大川みなぎり、大橋も既におしながされんとす。小石を苞とし数万俵、透間なく橋下に備へしかば、さほりなく御通行あり、御跡よりまかりたる牧野徹部成常等十三騎水にながされしが、かろうじて遊びあがる。人馬溺死するものあり。又昨日御先に器楳もちまかり下部等の中には、千寿・草加両駅の間にて、風雨に咽て死する者十三人とぞ、ほとんど未曾有の大風雨とて衆人驚愕す。今夜高力撰津守忠房が岩附の城を御旅館となさる。」

「台徳院殿御実紀」

元和五年(一六一九)

人を勾引して売るものは斬に処すべし

寛永七年(一六六七)

東海道神奈川宿では、幕府の禁令に違反し、遊女を召抱えていた罪で、磔刑にされた者が出た。

武州神奈川町に於て御仕置仰付られ候書付

一、はりつけ 市郎兵衛

是は東海道神奈川の内青木町にて、かやと申す遊女を抱置、同町権兵衛と申ものの方に預け置、遊女いたし候。其上かやをもとめ候節、かやとい女の請人もこれ無く召置、右の通候。かや外にも手前ニ女兩人かゝへ置候答

一、はりつけ 六之丞

是ハ右のかやかとい出し、市郎兵衛方へ相渡候節、路次にてかや若類をはきとり、其上市郎兵衛ニ相渡、金子取る可と致候所、六兵衛見出し候へ共、かといものに候故、此六之丞とかくの申たても罷り成らざる儀、かや申通りかとい候儀紛これ無く候答

一、斬罪獄門 権兵衛

是ハ市郎兵衛方より右の遊女のかやを、当三月より七月迄庄屋五人組より相改候まで指置候答

明曆三年(一六五七)

越ヶ谷宿

常備人馬・通称「御定人馬」二五人二五疋

緊急の御用に使用する名目で「冊人馬」

万治二年(一六五八)

東海道各駅娼婦ヲ置クヲ禁ス、若密ニ之ヲ置クモノハ其女自其地ノ守護及代官ニ首訴スヘシ、若探偵ヲ待テ発覚セハ其女駅吏ト共ニ其罪ヲ同セン(「駅通史稿」)

万治三年(一六六〇)

幕府 道中宿場の遊女を禁止

寛文二年(一六六二)

越ヶ谷宿の大沢町に藤屋伊兵衛がはじめて食売旅籠屋を設け食売女を抱える。

「大沢町古馬筥」

寛文二年

十一月東海道各駅ニ命シテ其隠娼ヲ駆逐シ若逃亡スルモノハ之ヲ追捕セシム。自今各駅其娼婢外ノ婦女ヲ匿クヲ禁ズ

設使娼婢ト雖トモ制外ノ衣服ヲ穿ツモノハ皆娼婦ヲ以テ之ヲ罰セン(「駅通史稿」)

貞享年間(一六八四～八七)

つた屋茂右衛門などが食売女を抱えはじめる

元禄十年(一六九七)

六兵衛・庄兵衛・三郎右衛門・八左衛門・次郎兵衛・九兵衛・長左衛門・七郎右衛門・

平三郎・勘兵衛の一〇名が食売旅籠を営んでいた

「大沢町人別帳」

宝永四年(一七〇七)二月

越ヶ谷宿では越ヶ谷中町の会田五郎平大屋敷の内、間口六間、奥行一五間の屋敷地を正式に問屋場に定めた。

宝永四年の八月

江沢家屋敷の内間口六間、奥行一五間の敷地を、改めて問屋場と定めた

享保三年(一七一八)

諸駅逆旅の食売女、近年その数多きよし聞ゆ、今より府外十里の外は一軒に食売女二人の外かたかくおくべからず(「徳川実紀」八)

五海道宿々旅籠屋ニこれ有る食売女の儀(旅人の酒食給仕等致す可ものニテ売女ニハこれ無く候共、往來の旅人、其旅籠屋ニ止宿いたし候節、寝食の給仕いたし候(「徳川禁令考」二二)

享保五年(一七二〇)

大沢町議定で、一一軒の食売旅籠が一軒あたり金三分二朱を「町錢」と名づけて年々町入用に納めることになる。

享保十二年(一七二七)

小松屋久兵衛・えび屋長七・小藤屋次兵衛・桔梗屋弥惣兵衛・升屋喜左衛門・木瓜屋平兵衛・岩槻屋平兵衛・かたばみ屋孫助・松屋権右衛門が食売旅籠とある。

「大沢町人別帳」

享保年間

大沢町の食売旅籠は、一軒に二人の食売女が抱えられるようになった。

元文元年(一七三六)

越ヶ谷宿では御定人馬五〇人五〇疋になった。

宝曆年間(一七五一～一七六四)

越ヶ谷宿本陣会田八右衛門付の御用旅籠屋は大沢町に集中

桔梗屋弥惣兵衛(多々良)、大松屋定右衛門(福井)、庄内屋久兵衛(深野)、柏屋安左衛門(大垣)、橋屋弥七(広瀬)、小和屋孫右衛門(吉田)、下妻屋権右衛門(松沢)、龜屋所左衛門(深野)、玉屋彦兵衛(深野)、虎屋次兵衛(山崎)、蔦屋茂左衛門(川上)、若松屋次郎八(足野)、稲葉屋次左衛門(足野)、富士屋次右衛門(内藤)、佐野屋伝左衛門(内藤)、大塚屋又兵衛(吉田)、江戸屋金平(荒井)、山屋立甫(深野)

一八軒

御用宿に準じるもの 富芳屋榮松など五軒  
木賃宿には鶴屋佐右衛門

香具宿には若荷屋正右衛門など。

総数四八軒

福井家文書「御用留」

宝曆年間(一七五一～一七六四)

町銭 一日一軒あたり銭二四文と改められた。

安永三年(一七七四)

越ヶ谷宿の本陣 越ヶ谷本町の会田八右衛門家没落し、越ヶ谷町を退転した。

安永六年(一七七七)

大沢町食売旅籠屋

下妻屋権右衛門・いせ屋太兵衛・肴屋半助・俵屋喜右衛門・つた屋茂左衛門・藤屋平四郎・吉野屋孫右衛門・そば屋長十郎・若荷屋政右衛門  
店頭として柏屋安左衛門

安永六年(一七七七)

町銭は、一軒あたり一ヵ月銭四〇〇文に定められた。

安永九年十一月

大沢町の脇本陣であった大松屋福井氏が正式に本陣を勤めることになった。

安永九年

脇本陣は、大沢町の虎屋次兵衛(山崎)、玉屋彦右衛門(深野)の両家が仰付けられた。

寛政二年(一七九〇)十二月

越ヶ谷町の会田八右衛門家が本陣を勤めていた頃は、越ヶ谷本町の四ッ目屋と、大沢町の大松屋が脇本陣を勤めていた。一  
道中奉行根岸肥前守の下知により、過人数の食売女を置いた大沢町の食売旅籠そばや長十郎、むさしや茂兵衛、かぎや又左衛門の三名が逮捕され、所払いの刑に処せられる。土地・財産を没収、食売女はすべて親元に引渡。

文化元年(一八〇四)

大阪の松尾甚四郎の手代源助発起によってはじめて、講組織の旅籠屋ができた。浪華講である。その趣意書によると、浪華講が設けられた理由や状況が理解される。諸国道中筋、定宿并に定休所に此の通り木の看板かけ置き申候。是を目当てに御泊り成さるべく候、尤も諸事実意に御世話申し食売女飯盛など決してすすめ申さず候、これ当講内の規定也(『民間書業』)

文化十三年

埼玉郡越谷新町の豪商 山崎長右衛門(平徳利 因縁譲与一字)、平田篤胤の伊吹舎門人となる。

伊吹舎、越谷地方門人は山崎篤利の他に、小島元吉の紹介で文化十四年に入門した、小泉市右衛門安輝と町山善兵衛正理の二人が居り、三名が越谷地方門人グループを成している。

文化十三年(一八一六)

大沢町大火 大沢町大火後、文政元年までの二年間に、大沢町四五軒の旅籠屋のうち、一四軒が交替している。

旅籠屋交替の一つの要因は、強制的な御用宿の割当てにもあった。御用旅籠を勤めたときは、宿場から補助銭が与えられたがその代償を補う額ではなかった。

しかも低廉な公定旅籠銭で休泊する公用通行者が年ごとに増大したため、御用旅籠の経営はけっして楽ではなかったようである。

このためいづれの旅籠も御用宿を忌避する傾向にあった。

文化十四年六月

大沢町旅籠屋所左衛門 一般旅びとの止宿稼ぎをもっぱらにして御用宿を勤めなかったので宿役人は、支配大貫次右衛門役所に訴えた。

文化年間

一軒あたりの町銭基準は、人頭割に改められ、食売女一人につき幾らと定められた

文化・文政年間(一八〇四〜三〇)

一二軒の食売旅籠が、主に大沢町の下組に集中して営業が続けられていた。

文化八年以来、平田篤胤の有力経済門人であった吹舎発展の上で見逃せない駿河国府中江川町 練屋 柴崎十兵衛直古と、直古の紹介で翌月入門した駿河国府中江川町 三階屋 新庄仁右衛門 藤原道雄に引続いて、文化末年頃より、山崎篤胤が台頭した。従来の気吹舎門人が五両・十両の出資といえは精一杯であったのとは異り

「借用申金子之事

一金貳百九拾六両也 文字小判也

但利尼之儀者巻割

右者此度御厚意を以て、古史成文三巻、古史後四巻共、彫刻致し、且仕立迄之入用として借用申外実正也。返済之儀者、最初御約束申候通、右本売渡之金子ニ而、元利御勘定御引取可被下候。万一為金子返納に能はず候者、板木不残取揃、貴殿方江御引取り摺立、本書肆江御売渡被成、其利分にて元利相済次第、板木者此方江御渡可被下候。尤此度摺立相済候上者、直に板木御預ケ申候ても不苦候。此儀者御勝手次第に可被成候。為後日仍如件

証人 平 嶋 伊 助 印

借用人 平 田 大 角 印

文政元戊寅正月十日 より追々

山崎長右衛門殿<sup>(13)</sup>

なる大金を篤利は調達できる門人であった。さればこそ、篤胤が「学問にはおやつらに御座候へ共、内実ハ子の心得にて居候へば親とたのむ貴老」と一町人の篤利に頭を下げている、その本心は財布にあったのである。

文政元年三月

旅籠屋の規模に応じ、大・中・小の格付けをして御用宿割当ての基準を設ける。 四八軒

大宿 二四軒

権右衛門・伊左衛門・彦右衛門・治左衛門・七郎兵衛・太右衛門・佐七・所左衛門・橋権右衛門・清吉・嘉助・源兵衛・喜三郎・新兵衛・安五郎・甚兵衛・弥平太・喜右衛門・次郎右衛門・直次郎・惣四郎・長兵衛

中宿 一九軒

伝吉・甚八・文五郎・覚右衛門・利八郎・佐次右衛門・此言・次郎兵衛・嘉右衛門・茂左衛門・伝兵衛・次助・伊兵衛・繁八・又左衛門・茂兵衛・嘉右衛門・政右衛門・重助

小宿 七軒

新八・利七・伊兵衛・中長兵衛・嘉七・重左衛門・権兵衛

文政八年五月 道中奉行石川主水正は、日光道中越ヶ谷宿のうち大沢町の食売旅籠二二軒が、銘々食売女を過人数抱え、夜になると表見世先にならび、あるいは奥座敷で音曲を催したりしている。

このうち弥兵衛・政右衛門・伝吉・弥平太・伊勢屋という者がとくに不埒であるとして、代官伊奈半左衛門に取締り方を命じた。

これに対し伊奈半左衛門が、宿々の助成のため惣旅籠屋に二名宛の食売女を置くことを上申し許された。

文政十年二月

二人宛の食売女を許された大沢町では、新たに旅籠屋議定を結んだ。

(1) 旅籠屋一軒につき食売女を二名以上置かない。

(2) 食売女には華麗なる服装や飾り物をつけさせない。

(3) 食売女を抱えたとき、あるいは暇を出したときは、そのつど役所に届ける。

(4) 食売女を抱えられない旅籠屋には、お互いに食売女を融通しあう。

(5) 大沢町旅籠屋五八軒のうちから、御用宿の触当てや取締りにあたる世話役を五人選び、御用宿の差支えがないようとりはからう。世話役には役料を与える。

(6) 二軒の食売旅籠が、年々銭一〇五貫五〇〇文を町銭に納めていたが、これからは総旅籠屋五八軒の割合出金に改める。

(7) 新規の旅籠屋を制限する。

文政十年(一八二七)

二二軒の大沢町食売旅籠が、一軒あたり一カ年に銭一〇五貫五〇〇文を町銭として納めている。

文政十二年八月

大沢町の食売旅籠は、過人数の食売女を他の旅籠屋の名儀にして雇っていたり、その他の方法で置いていたため道中奉行所の手入れとなった。

人別帳の不正書入れをおこなった旅籠屋三五人が過料銭五貫文の前、違反行為を黙認していた問屋・名主ならびに年寄二人が過料銭一〇貫文の罰、その他の年寄一同は同五貫文の罰という罰金刑であった。

天保元年(一八三〇)

大阪の河内屋茂左衛門と江戸の刈屋茂右衛門の提携により三都講、江戸湯島の大城屋良助による東講が組織された。

天保十二年(一八四一)九月

道中奉行佐橋長門守の下知により、大沢町に出張した関東取締出役によって食売旅籠が手入れをうけた。このときは柏屋伝四郎・下妻屋弥七・庄内屋茂助・竹屋久左衛門・中屋伊八の五名が、食売女過人数抱えの罪により逮捕された。

天保十五年(一八四四)

東海道品川宿では、明和元年(一七六四)食売女の数が五〇〇人に制限されていたが、一三四八人に達していた

明治二年(一八六九)

大沢町の食売旅籠の町銭は、食売女一人当り一日銭一六文と定められていた。

この時大沢町の食売旅籠は一八軒であり、食売女の数は一〇四人であったので、この町銭は一日銭一貫六六四文、一年に銭六〇〇貫文である。

大沢町荒井家文書「惣旅籠屋連印帳」による。

# 越谷吾山年譜

一七一七 享保二年

会田文之助（後の越谷吾山）<sup>越谷</sup>に生まれる。（養子説、新町会田説）

一七四〇 元文五年

越谷吾山二十三歳処女作  
卯の筆にわたして散や白つつじ（白井鳥酔『冬野あそび』）

一七四三 寛保三年

佐久間柳居『芭蕉翁五十四回忌追善集』に  
うぐひすの子もしほらしや手向経 越谷吾山。

一七四四 延享元年

柳居『安夷陀笠』に  
この寺の人參ふとし大根引 越谷吾山 他に四句。

一七六八 明和五年

越谷吾山五十一歳 江戸に移り住む。

一七七〇 明和七年

越谷吾山 江戸馬喰町一丁目東よこ町を住居とする。  
この頃俳壇に新風が吹き荒れる。

一七七四 安永三年

越谷吾山 日本橋に転居。  
師竹庵吾山 歳旦帖『東海藻』、同『艸右記』を刊行。

一七七五 安永四年

越谷吾山『諸国方言 物類称呼』を刊行。

一七七六 安永五年

越谷吾山『東海藻』を刊行。

一七七七 安永六年

越谷吾山 法橋に叙せられる。  
越谷吾山 『和漢通氣』完成する。

一七七九 安永八年

越谷吾山 『雅言俗語翌拾』を刊行。

一七八〇 安永九年

涉無庵太初『閑古鳥』（柳居三十三回忌追善集）に  
見定めるうちに飛びりかんこ鳥 越谷吾山

一七八三 天明三年

越谷吾山 日本橋より堺町に移る。

一七八四 天明四年

越谷吾山 『朱紫』を刊行。

一七八七 天明七年

越谷吾山没（七十一歳） 深川靈巖寺に葬る。  
吾山辞世 華と見し露はきのふそもの水 古吾山

一七八八 天明八年

吾山一回忌追善集『雪を花』（もとの水）を刊行。

一七九一 寛政三年

吾山の門弟滝沢馬琴著『岡阿談』（吾山三回忌追善）完成

一八〇〇 寛政十二年

『諸国方言物類称呼』の改題本、『和歌連俳諸国方言』刊行。

一八〇五 文化二年

滝沢馬琴『椿説弓張月』を刊行。

一八四九 嘉永二年

吾山句碑 出る日の旅のころもやはつかすみ 越谷久伊豆神社に建

一九三四 昭和九年

吾山百五十年忌碑 ひとつるへ水のひかるやけさの秋 天山獄寺に建

平田篤胤が鉄胤に宛た書簡の中で

「世の為、人の為にト千辛万苦、言語道断の苦みレツツ書ヲ作リテ、仁者のカゲニテ板ニホリ、云々」  
と記していることにも、経済的有力門人―仁者―の力がいかに大きかったかが伺える。

伊吹舎草莽門人であつて、こうした豪商門人と呼ばれる門人が文化八年十月北川真顔の紹介で入門した。即ち駿河国府中江川町 鉄屋 柴崎十兵衛直古

と、直古の紹介で翌月入門した。

駿河国府中江川町 三階屋

新庄仁右衛門 藤原道雄

をまずあげ得る。柴崎・新庄両者と篤胤の援助関係は渡辺金造氏「平田篤胤研究」書簡篇八三・八四・八七・八八等に記載されているところである。

文化八年以来篤胤の有力経済門人であつた柴崎・新庄に引続いて、文化末年頃より、山崎篤胤が台頭した。従来の気吹舎門人が五同・十両の出資といえは精一杯であつたのとは異り。

「借用申金子之事

一金貳百九拾六兩也 文字小判也

但利足之儀者考割

右者此度御厚意を以て、古史成文三巻、古史徴四巻共、彫刻致し、且仕立迄之入用として借用申処実正也。返済之儀者、最初御約束申候通、右本赤渡之金子ニ而、元利御勘定御引取可被下候。万一為金子返納に能はず候者、板木不残取揃、貴殿方江御引取り摺立、本書肆江御売渡被成、其利分にて元利相済次第、板木者此方江御渡可被下候。尤此度摺立相済候上者、直に板木御預ケ申候ても不苦候。此儀者御勝手次第に可被成候。為後日仍如件

証人 平 嶋 伊 助 印

借用人 平 田 大 角 印

文政元戊寅正月十日 より追々

山崎長右衛門殿

なる大金を篤利は調達できる門人であつた。さればこそ、篤胤が「学問にはおやづらに御座候へ共、内実ハ子の心得にて居候へば親とたのむ貴老」と一町人の篤利に頭を下げたのも、その本心は財布にあつたのである。

新庄道雄と篤利の平田門人としての位置の「振り変り」は文政二年古史徴出版に當つて明確に現われた。

篤胤は門人のうち出版援助や平田学発展の為に尽力した者に、出版書の序文、或は跋に姓名を掲げて、その名を後世に残すという手段の褒賞制度をとっている。(東條門人だけでも百人に達する)従つてその名の出され方で信任度も知れるのである。勿論文章は篤胤が書くのであるが表向きは門人の記載のように見せかけているのである。

古史徴解題記もその例に従つて出版に功のあつた新庄道雄、山崎篤利の名が載せられた。

篤利とてこの大金を容易く出資できたのではなく養子の身であることから、まわりに気がぬしつつの調達であつた。その為篤胤も折に触れては少しでも篤利や一家の者を安堵させるように色々と書簡を送る心遣いを常にに行い、平田学は公費にも、また禁中でも採用される有望な学問であることや、篤胤自ら己は天下一の学者であると宣伝することによつて、借金の取立を防ぐ必要があつた。

この後も篤胤が篤利から金子の援助を受けていることは、気吹舎日記に見られる篤胤の越谷訪問のひんばんさでも知られるところであるが

「○十六日に山一又々御出のよし、其節金子十兩御もたせ御こし可被下候」

「もし御都合相成候へば、一夜どまりにて御出府被下候様ニ致し度候。さしたる用事も無れども、板も出来そろひ、又々何かの御咄しも志々々致し度候へば也。さて三十日ごろまでのたよりに、七両ばかり御むし被下候」  
などの書簡で一層明らかにされよう。こうして現金による山崎家よりの調達は篤利の生存中は続けられていた。

山崎家より平田家への援助は、現金の他に生活上の物資や食品なども絶えず届けられていたし、また広い倉には衣類や版木なども預るなどの便宜を与えていた。篤胤よりの手紙にも

「(上六) 致させ候参りたのにお、こまり入申候。山一とうふやへも、よろしく御願申候。おばア様こと、山一がくるの〜と日々御まぢ被成候間、其由も御申可被下候。



○夏もの二十品もたせ上候、御六ヶ敷ながら御志まひおき被下冬ものミ那御こしに入可被下候。もしミ那もてす候ハバ、折瀬のハ阿とへまへしてもよろしと申事ニ御座候。

○かたぎぬ、はかまへせうぞくのいたためミへ、一志よに於て御こし可被下と申事ニ御座候いたむから

○はみがき上候。是ハよろしき品故、先日よりハ高き由ニ御座候

○ひきわりを少々山一へ云て下されとおぼア様被仰候。少しにてよろしく御座候。

○なつめ少々御とらせ可被下候。くれくも善二郎ハ明日此男と一志よに御こし可被下候(下略)

とか、例年定期的に送り届けられているものとしては

〔(文政九年)十二月十八日 越ヶ谷より稲来る〕

—伊吹舎日記—

「上略」例年之通り稲穂御願申度奉存候。御地より御幸便御座候へハ、御事伝可被下、此方よりも、其内ニハ御願ニ差上可申、何レとも便次第奉希上候」

などの資料に見られるように稲が山崎家より平田家へ送られていることも知られる。稲は祭詞用か、食用か明きらかでないが「稲穂」とあることから、後者は祭礼用と考えられる。前者は十二月であるから食用と見てよいと考える。

山崎家には今日も当時からの大きい倉が残されているが、江戸の平田家は借り屋住いで転々として住所をかえている。その為上記書簡にも見えるように、季節外の衣類など越ヶ谷へ預けておいたことが知られるが、板木もまた、山崎家には数多く所蔵されていた。この板木の所蔵については、上記借金証文の文面に金子返済不能の場合は、板木残らず取おさへても結構とあることから、渡辺金造氏は山崎家に保管された板木は借金の代償として取ったものと解している。しかしそうばかりいえないことは衣類の例で考えても、また

「(上欠) 一下りあと板木仕舞所、扱々こまり可被申候。今年は藤本弥内登り候間、頼み可遣、夫迄の所よろしく手配可被成、モシハ其元帰府送進君へ頼み上野御蔵へ頼み、上野御蔵へ頼むこと出来まいか」。

なる手紙を鉄胤へ送っていることから板木の所蔵場所には苦勞していた事情がわかる。こうした保管場所のないことから、山崎家へ板木が預けられていたと考える方が借金の代償に取ったと考えるより、伊吹舎日記の

「文政十年八月二十二日—上略—越ヶ谷より帰る。御伝記の板神拜式の板持帰ル」。

「文政十一年五月三日 市政を下谷へ遣ハシ金子受取。行徳がし八幡屋へ弓削氏への届物兩沢迄遣す。河村与三右衛門より金子持せ使来。反畝より御出、越ヶ谷より板木来、番町服部九十郎殿家来平山名助といふ人入門也。青木勇来、堀越記兵衛来」

これら板木の事情は納得出来るのではあるまいか。

日光道中

江戸近郊の宿駅と文化

一九九三年十月十九日発行

著者 佐藤久夫

製作 竹頭社

幕府の篤胤への退去命令

著者 山田孝雄

発行所 東京市神田区西町三丁目

代行者 大塚久一

代行者 大塚久一

天保十一年六月に至りて、幕府老中より篤胤の身分につきまして秋田藩に尋問あり。その節秋田藩より答へしこと次の如しと御一代略記に見ゆ。

平田大角儀は國元出生之者ニ而大和田清兵衛四男ニ有之、若年之頃より國學修行として江戸に出追々出精ニ付先年家來ニ召立、高百石宛行館へ入置、國學方申付置候。

と見ゆ。これは蓋し、當時幕府要路のうちに、平田篤胤の所置につきまして考慮することありしを告ぐものなり。されど又御一代略記に曰はく、

八月、白川殿ヨリ改メテ神祇道ノ學頭トシテ附屬ノ神職等ヲ厚ク教授イタス可キ旨再應御頼アリ。

とあり。これによれば、一方に於いて、神道界に於いて篤胤の名聲と信頼との一層高くなりしことを徴すべし。九月七日孫須受女出生す。

天保十二年篤胤六十六歳なり。これより先舊臘晦日に秋田藩の留守居役を呼び出して、幕府老中太田備後守資始を以て次の審附を渡したり。その文に曰はく

佐竹右京大夫江

佐竹右京大夫内

平田大角

右之者在所え差遣候様可被致候。且又是迄著述物等數多致し候趣に候得共以來者差留可被申候。

と。かくて正月元日に藩廳より急に呼出しを受けられたれば、出頭したる所、藩の役人より

舊臘晦日 幕府執政太田侯ヨリ留守居役御呼出ニテ書附ヲ以御達左之通

平田大角

右之者早々國許へ可被差遣候事

猶又口達ニテ

右大角儀是マダ著述書數多有之由以來ハ差留可被申候事

とありし由御一代略記に記せり。なほ口達にて養子鐵胤其他家族の者は江戸住居苦からず篤胤は早々江戸を出立すべき旨申渡しありたりといふ。しかもその理由は一も示されざりしなり。

かくて藩命黙止し難ければ、篤胤は猶豫なく旅装を調へ妻織瀬を伴ひて出發することとしたるが、秋田は雪深くして急に到り難ければ、一先づ下野國仁良川に赴くこととして、十一日に江戸を發し、途中妻の故郷越ヶ谷を経て、十三日に仁良川に着けり。秋田藩は出羽國に於いて秋田、山本、河邊、山邊、平庭、雄勝の六郡と下野國に於いて河内郡の内八箇村都賀郡の内三箇村とを領せり。而して、河内郡八箇村のうち仁良川村あるなり。ここに秋田の藩領を主宰する陣屋のありし由なり。

## 十方庵遊歷雜記

## 第五編

## 四拾八 越ヶ谷鹽吉が振舞兩度の逍遙

一、武州埼玉郡越谷の驛は、日光街道にて江戸より六里也、此驛都會の土地にて吳服屋をはじめ、萬の商人集ひ住用便宿に足れりと見ゆ、町の長さ二十二町莊觀の驛路といふべし、當驛の右側にあぶらや吉兵衛といふは聞ゆる豪家にて、千住より先々の馬士駕昇の類ひは、その名をいはずして越谷の五下様とあがめ呼り、福肺のならばなき唯一人といえる旨方になん、常に若干の水油を絞り、又鹽の間屋をして諸國の鹽を引附貯え持り、依てしほや吉兵衛とも號す、住居の廣き事二三千石以上の亭宅の如く、就中屋敷の奥行廣き事は三町に<sup>ナ</sup>向とし、見わたす處三間に五間づゝ土藏十八棟づゝ兩側に建ならびて、都合三十六必至と棟を同よせしは、鹽油を積込置庫ならん、小野良がたばこ盆さげて、廣庭の隅々花園等を案内するにぞ、彼所此處と見廻るに、住居の北後にも拾五棟の土藏建ならび、その外は物置敷と疊しき物七ツ棟を同よせしは、飯米、鹽、味噌、醤油、薪、雜具の類を入置所と見えたり、上下の男女七十餘人いかにも舊家にして名たる分限者なれば、馬士駕昇の徒が越谷の天下ぞといふも理りかや、去し文化十四丁丑年池田山鼎は故郷なるによりて、前年の冬より吉兵衛方へ罷りけり(以下ナット)

頃とは三月十六日遠山潤蘭、青木一夢、館萬鍾の三輩を同道し、千住御宿徳島や子讓翁が宅に緩々馳ひ元より念ぬ驛路の花に愛鳥に戀み歩行ながらに、歌仙を出吟し立寄りては書記しつゝ未の下刻、鹽や吉兵衛が宅へ落付ける、江城よりの客來とて諸山鼎もろとも、家族あつゝ出迎ひつゝ隔意なく取はやし、幾問か通り越て廊下を過警院と覺しき廣庭敷へ伴れ、先長途の空腹を補ひてしばし清談し、頓て席を轉じ奥ざしきへ案内し、戌の初刻ともよ頃より酒宴はじまり、主元より強酒の上、同伴せし萬鍾一夢の兩人は酒家なれば、相手として醫師體の者まじりに、五人退出て座敷をつとめ酒をすゝむ、此五人三味線長歌つゝみ笛太鼓を合奏して興を添たり、あつゝ扶助する者や、又は食客には知べからず、驛路の田舎とはいへど強ていやしめまじき也、斯て振舞は山海の珍珠を盡し饗應大方ならず、但し瀾閣愚老の兩人は下戸なれば、子の類とも思ふ頃、兩人のみ飯の膳を出せり、その振舞は二汁十三菜にして、品々の取合せといひ鹽梅又古今にして、愛て約せし馳走といふとも斯町亭にはあらじと思ひ、家内の心配を察し吞ふ思ふの外なし、緩ん山鼎にたづねけるに、我等四人入來するや否や、心利たる者兩人早馬を仕立、一人は日本橋、一人は神田多町へ走らせ、鯉魚と肴物とを買上たるよし、是に二つの意味あらんかし、一つにははじめ訪ひし珍客なれば、こゝろ一杯の馳走ならん、二つには越谷は田舎なれども、何ぞ江戸者に負んやと、種々の振舞もせしにやしるべからず、頓て喰終りぬれば段々に膳引入て、給仕の女御ふたりながら御一緒に御風呂させられ候へと、御案内申さんといふにぞ、同道して幾問か過て勝手へ出でるかに、彼方を見れば三人の料理人は大甌に安座し、酒樽も十五六積かさねて見えしは、豊の身上と見ゆ、頓て風呂湯案内しけるに、石榴口にして錢湯の小まさきもの也、手にして盛り見るに、湯舟長さ空

間幅三尺八人詰と見ゆ、家内の上下大勢なればなもあらんかし、頓て三人の少婦裾からび絡縛して出来り、御脊中洗ひまいらせん垢を指り申さんなどしほらしく、頓て新調と見えし對の浴衣一つ持来り、われらに着せぬ、是より外小座しきへ案内し煎茶干菓子など出て、しばしすゝみ居る内に、春の上の夢ばかりなる手枕、とよみし歌はものはくだけの聲にゆら／＼酒宴も納り、萬一夢の兩人も泳し又ひとつふたつ消陸する内、眼は頻に閉るが如し、勿論草加の驛の北の出はづれ、市野屋といへる酒樓より四人一緒に潮にゆられて乗込しまし、強ちに草臥しにはあらぬど、みじか夜の度々驚鳴も聞ゆるほどに、家族の配慮石仕はる、男女の妻たからん事を察し、寅の中刻ともなう頃々の／＼案内によりて臥所に入ぬ、夜具は薔金縮緬の五布蒲團をふたつに折、夜着は花いろ襷子の壹對にてありけり、後々山縣へたづねけるに答て、縮緬の夜着百人前、同じく蒲團貳百人前、襷子の夜着百人前、太極類の夜具百人前所持せり、此以前太田原山城守藩府の節、兩本陣に降る事ありしかば、急に官兵衛が宅を頼まれしに、心よく領掌し足輕以下男賚負人率領等の者は下宿させ、残りし人数幾百人みな此家に止宿し、上下大勢の振舞より、席々の懸物花入置物かざり付問毎／＼の屏風燭臺にいたるまで、萬端行届中々本陣の及ばざる事のみなれば、山城守在所より側用人を使者とし、大弓を喜ぶ事の好と聞て、鐵切が峯と銘ある異世の名弓一挺、伊達政宗好まれし殘月と號けし石燈籠一基の兩種を謝禮として、三十六七里の旅中大勢の人歩を費し惠投せられぬ、今奥庭にすえ置燈籠これ也。

(次下カウツ)

三はいへ平生は愛慕を第一とし、家内四人みな縮緬を着し、女房嫁とも縫もの、隙には、縮緬を穿し縮緬を取ては女どもの手扶し、孝主息子は若き者どもの相手となりて、終日はたらきて愛慕を止せし、一時加はり伴頭置役を休ませては、親子輻輳を勤め自分の身を諳ては人に合力し男女の華公人を志まを以てし、地頭節主を益隆にせず、頭人宿老に緩急なく、更に人に對して失敬の所行なければ、ます／＼家業昌し當古兵衛にいたりて十三代血脈相續し、栗橋の邸より千住にいたりて出店一丁、江戸にも四村の出店あり、持高の田畑二百八十餘石、去々年大先祖の三百回忌の法事を勤め、むすも射られたりと池田白洲が物がたまり、勇々しき舊家といはんか、東武御府内には四百餘年宗血脈相續し、家業なし、田舎は種に永久なるを業すべし。

(次下カウツ)

夕飯の振舞は一汁七菜なりし、彼是とする内頓て黄昏に程近く、主たち出退付はたる御見物の能攝所御案内申さんと、斷つゝ兩人の丁稚手爐たばこ盆對馬圓坐を携て同道し、大林の川端にいたるに凡五町あるべし、衆て見物の場所用意やしけん、川の軒曲りの川添に長き床几一脚を置し、程よき樹の枝に丸き大提燈を釣下置たり、塀て床几に圓坐を配り官兵衛われらと三人樂座して、水上を見渡し納涼するに、兩岸の衆より四ツ五ツづゝ燈火の出るよと見えしが、その間前後三四町ばかりも須臾の間に數萬のぼたるとなり、爰に彼所にあそぶ風情面白よして、如何ともいひがたし、しかるに油屋の宅より若き者は御膳籠荷ひ來り、重詰吸筒貝燈急火燭等取出し酒盃をめぐらし、後には丁雜交々大廻を以て鼓を追、遊遊には往來の人あがりて燈火の景色によとむといへどもめづらしく思はぬ故にや、久しくは立留らず、元より惡口一言いふ人なければ、こゝろ穩にして隨意の飲食して長流になぐさむ、扱又兩岸より飛出し數萬のぼたるとは、幾所も／＼も一緒に群り集りてあそぶ風情なれど、大小小女が弄ぶ手鞠ほど一聚まりと成、漸く水上をはなる、事二尺ばかり、暫く燈火は丸くなると見るとちに、吹來る川風に散亂し又は落て水上に散亂するあり、或は手鞠ほどに堅まりし燈は、水上に落て三ツ四ツに分れて流るゝあり、此川筋前後三町程の阿此の如しとなん、宇治のぼたると合戦は見ざれども、此川はゞの抜舞舞くして燈の夥しき事ならんと推量し、又統樂のしらぬ火も争か是に勝らんと思ひ、燈々然として燈火になぐさみ夜景を愛す、凡西の初刻より戌の刻過るまで飲食しあそびしが、夜陰の川風

(次下カウツ)

間幅三尺八人指と見ゆ、家内の上下大勢なればなもあらんかし、頓て三人の少婦裾からけ縛縛して出  
来り、御脊中洗ひまいらせん垢を摺り申さんなどしほらしく、頓て新調と見えし野の浴衣一つ持來  
り、われらに着せぬ、是より外小座しきへ梁内し煎茶干菓子など出て、しばしすくみ居る内に、卷の  
よの夢ばかりなる手枕、とよみし歌はものはくだけの聲にゆら／＼酒宴も納り、萬蝶一夢の兩人も  
淋し又ひとつふたつ消滅する内、眼は額に閉るが如し、勿論草加の驛の北の出はづれ、市野屋といへ  
る酒樓より四人一帯に駕代ゆられて乘込しま、強ちに草臥しにはあらねど、みじか夜の度々鶏鳴も  
聞ゆるほどに、家族の配慮君仕はる、男女の寝たからん事を察し、寅の時刻ともちもう頃々の／＼室  
内によりて臥所に入ぬ、夜具は簀金細綿の五布蒲團をふたつに折、夜着は花いろ親子の襦袢にてあり  
けり、後々山帷へたづねけるに答て、縮緬の夜着百人前、同じく蒲團貳百人前、親子の夜着百人前、  
土織類の夜具百人前所持せり、此以前太田原山城守豊府の節、兩本陣に降る事ありしかば、急に吉兵  
衛が宅を頼まされしに、心よく領掌し足輕以下男請負人等領等の者は下宿させ、残りし人数幾百人みな  
此家に止宿し、上下大勢の振舞より、席々の懸物花入置物がざり付間毎／＼の屏風燭臺にいたるま  
で、萬端行届中々本陣の及ばざる事のみなれば、山城守在所より側用人を使者とし、大弓を喜ぶ事の  
好と聞て、鐵拐が峯と銘ある累世の名弓一挺、伊達政宗好まれし殘月と號けし石燈籠一基の兩種を謝  
禮として、三十六七里の旅中大勢の人歩を費し惠投せられぬ、今夷庭にすま置燈籠これ也

(以下カッ)

左のいへ不生は實業と第一とし、家内四人みな縮服を着し、女房嫁とも縫もの  
、隙には、縁書を巻く笠を取ては女どもの手扶し、亭主息子は若き者どもの相手となりて、終日は  
たらきて家業に勤め、一室かはりに伴頭置後と休ませては、親子饒速を勤め自分の身を請ては人に  
合力し男女の争ひ人をなを致さざりし、地頭領主を籠絡にせず、頭人宿老に緩急なく、更に人に對して  
失敬の所行なされば、必ずしも家業に當古兵衛にいたりて十三代血脈相續し、栗橋の驛より千住に  
いたりて出店すべし、江三にも四軒の出店あり、持高の田畑二百八十餘石、去々年大元祖の三百回忌  
の法事を勤め、その日も掛かれたりと池田山端が物がたりき、男々しき番家といはんか、東武御府内  
には四百年来の三木松の家の家なし、田舎は穩に永久なるを察すべし、

(以下カッ)

夕飯の振舞は一汁七菜なりし、彼是をする内頓て黄昏に程近く、主たら出遣付成たる御見物の能擲所  
御案内申さんと、斷つゝ兩人の丁稚手爐たばこ盆對馬圍坐を携て同道し、大林の川端にいたるに凡五  
町ありべし、衆て見物の場所用意やしけん、川の軒曲りの川添に長さ床几一脚を直し、垂よき樹の枝  
に丸き大提燈を釣下置たり、斯て床几に圍坐を配り吉兵衛われらと三人樂座して、水上を見渡し納涼  
するに、兩岸の兼より四ツ五ツづゝ、燈火の出るよと見えしが、その間前後三四町ばかり須叟の間に  
數萬の燈たるとなり、爰に彼所にあそぶ風情面白ふして、如何ともいひがたし、しかるに油屋の宅よ  
り若き者は御膳籠荷ひ來り、重詰吸筒煙火燗等を取り出し酒盃をめぐらし、後には丁稚交々大團を  
以て紋を追、遊返には往來の人ありて燈火の景色によとむといへどもめづらしく思はぬ故にや、久し  
くは立留らず、元より盃口一言いよ人なければ、こゝろ穩にして隨意の飲宴して長流になぐさむ、扭  
又兩岸より飛出し數萬の燈たるは、幾所も／＼も一緒に群り集りてあそぶ風情なれど、大い小女が弄  
ぶ手鞠燈ど一堅まりと成、漸く水上をはなる、事二尺ばかり、暫く燈火は丸くなると見るうちに、吹  
來る川風に散亂し又は落て水上に散亂するあり、或は手鞠燈どに墜まりし燈は、水上に落て三ツ四ツ  
に分れて流るゝあり、此川筋前後三町程の間此の如しとなん、宇治のほたる合戦は見ざれども、此川  
は々の族群廣くして燈の夥しき事ならんと推量し、又筑紫のしらぬ火も争か是に勝らんと思ひ、悠々  
然として燈火になぐさみ夜景を愛す、凡西の初刻より戌の刻過るまで飲宴しあそびしが、夜陰の川風

(以下カッ)

慶長六年（一六〇一）は品川宿に伝馬が設けられた年であるが、もうその頃には宿場に飯盛旅館が出きて商売をしていた。

それ以後、幕府は宿場にいる売笑婦をできるだけおさえる方法をとったが、なかなか思ったような効果をあげることができなかった。その理由は、公儀御用の旅人と荷物物の継立てを円滑迅速に行なうためには、宿場の金まわりをよくしなければならなかったからである。宿場財政を豊かにする手段としては飯盛女を置くことが最も簡単に効果のある方法だったので、宿場役人から飯盛女を置くことについて歎願書が多く出された。

とにかく、飯盛女のいる宿場には旅人が多勢宿泊し、そのため自然に宿場は活気づき、沢山の玉代を吸い上げることができたのである。

多くの宿場は、その飯盛女の玉代に対して一定の課徴金をとり、宿財政に組み入れたのであるが、課徴金を増やすためには法の網をくぐっても飯盛女を多く抱えねばならなかった。

宿役人は、宿場財政を豊かにするためという大義名分をかかげ、飯盛女を許可して欲しい旨の歎願書を提出し、もし許可してもらえなければ宿場財政は乏しくなり継立て御用にもさしつかえることをほのめかした。

幕府は風紀の面からは禁止の方針を堅持したいが、継立て御用にさしつかえとなると一大事でもあり、痛しかゆしであったが、特別の事情のない限りは許可しないわけにいかなかった。

この辺の事情について『徳川禁令考』は、「東海道・中山道共宿柄も相応ニ格別之御世話もこれ有、宿々の分ハ食売女も多くこれ有候、畢竟旅行いたし候遊客又ハ諸商人等も旅館屋寄麗ニテ食売女多大暮の所を尋ね止宿いたし候」と旅館屋が奇麗で飯盛女の多くいるところを選んで泊るのが旅人の人情であるから、この二つが宿場繁昌のための必要条件であると説明している。

飯盛女の定員がはっきり定められたのは享保三年（一七一八）十月で、「食売女一戸二人ニ過サラシム」と旅館屋一軒に付き二人とした。（『御触御書付留、駅通史稿』）しかし、この制限はなかなか守られなかったので、幕府は再度、元文五年（一七四〇）七月に「諸道各駅食売女ノ禁令ヲ復スルコト享保三年十月ノ如シ」（『同前書』）と享保三年の定員厳守の禁令を再確認させているがこれは享保三年以後も、旅館屋が以前と同じに多くの飯盛女を抱えていたことを示している。

明和元年（一七六四）八月に、幕府は一軒二人と定められていた飯盛女を、新宿を除く品川・板橋・千住の江戸三門に限り増員する旨を申し渡した。

品川・板橋・千住宿旅館屋食売女、唯今迄一軒ニ兩人ツ、差置候処、此度道中奉行所ニテ吟味の、右三宿ばかり食売女人数増申渡候以来、御定より過人数差置き或紛敷筋もこれ有、町方より捕方等差遣候儀も候ハ、道中奉行へ懸合の上差遣候様心得べく候（『御触書天明集成』）

その後、交通量が増加して、伝馬役が過重となった結果、安永元年（一七七二）に、江戸四門に限り、宿場単位に飯盛女の定員をきめる方式をとった。

その内容は板橋・千住・内藤新宿の三宿に各百五十人、品川宿に五百人を許可するというものであった。

しかし、江戸四門の飯盛女がこのように許可されたにもかかわらず、定員が厳守できなかったことは、江戸四門以外の宿場でも旅館屋一軒につき二人という枠が守られず、しばしば手入事件を起していたのと同様であった。

旅風俗の宿場編（『日本風俗史』別巻、雄山閣版）をみると、天保十五年（一八四四）当時の品川宿の飯盛女は定員をはるかに越えて驚くべき多数になっていた。

一旅館屋	四十軒	南品川宿	一旅館屋	二十二軒	北品川宿
此食売女	四百十七人		此食売女	三百八十五人	
御定	百五十人		御定	百四十三人	

世事見聞録にも「国々の内にも越中・越後・出羽辺より多く出るなり」とあり、上記の国々が遊女や、飯盛女を最も多く産み出す国としてあげているが、これらの国は雪国であり、みな同じ一毛作地である。

一毛作は関東以西の二毛作に比べて、夏季に冷害・干害・洪水に見舞われると、それが直撃弾のように一家を悲劇のどん底につき落してしまふ。

それでも武士の年貢収納は容赦なく農民の頭上におそいかかる。

二毛作地帯ならば食糧を得る余地もあったが、一毛作地帯は検見けんみであろうと定免じやうめんであろうと、農民は年貢の苦しみから脱け出す方法がなかった。

検見は毛見とも書き、稲の毛を見る意である。毎年稲作の収穫前に、役人が作柄の豊凶を調べ、その年の年貢を定めた。

また定免とは、過去五年十年、二十年の田租額を平均して、年貢を定め一定の年限内に納めさせる方法である。毎年が出来高を調べて徴収した検見にくらべ手間ははぶけて便利なので各地に行なわれた。もし風水害などのため、稲の損害が十分の七以上になった時は、特に検見の上で減額し、これを破免はくめんといった。

定免の場合、破免の余地は残されていたが、これとて、武士は自己本位な判断で処理したので、農民の苦しみに変りはなかった。年貢は、米納・金納の何れを問わず「ごまと百姓は、しほればしほるほど出る」という方針のもとに「財の余らぬように、不足なきように」また「死なぬように生きぬように」と、とりたてたのである。

したがって、農民が娘を飯盛女に売る場合は、その理由として身売証文に「年貢に差詰」という語を用いるのが普通であったが、これは為政者に対する殺し文句であった。

また貧しい農村の娘を二足三文で買いとり宿場につれて行って、飯盛旅籠屋へ売りとはす悪徳業者がいたが、この人身売買仲介業者を女衛めがたと呼んでいた。この女衛や中級旅籠屋の主人を、ののしった言葉に亡八という語があるが、亡八の本字は忘八である。

五雑俎に「礼義廉直孝悌忠信、此八を失ひしもの忘八と云也、此八つの人情を捨てるは人間に非ず、所謂人面獣心なり。然るに此八つの人情の内、一つ有ても此業体は出来ぬ也」とあり、この八徳目を忘れた人間の意味に使われている。

人買商売業である亡八については、今昔物語の中に「兄の様のいつくしかりつれば、京に上る人などの、法師に取らせむなど思ひて、取りて逃げたるにや、あな悲しとも悲しとも」と人買いの記事のあることをみれば、古くから人を商う商人がいたことがわかる。

文化十三年（一八一六）頃の著作とされている「世事見聞録」にも、亡八について次のように記しているのを見ると、当時の人が女衛をどのようにみていたかがうかがわれる。

売女は悪むべきものにあらず、只憎むべきものは彼亡八と唱る売女業体のももの也、天道に背き人道に背きたる業体にて、凡人間に非ず。畜生同前の仕業、惜むに余り有もの也。

其所業、先人の愛子なるものを纒の代金にて買取、一家の内に飼鳥の如く籠に置、情根限り実情を尽させ、又血気の若者どもを放蕩に引入、親に難渉を懸ても勘当を受けても妻子離別に及ぶも構はず。

飯盛女―宿場の娼婦たち

昭和五十六年一月二十五日 第一刷発行

著者 五十嵐富夫

発行者 吉 美志

発行所 新人物往來社

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-11-11 新人物往來社ビル1101号室  
TEL 03-5561-1101 FAX 03-5561-1102

『大沢町古馬宮』などにより、食売旅籠の取締りを越ヶ谷宿大沢町などの例でみてみよう。寛政二年（一七五〇）十一月、奉行所の投書箱に投げこまれた訴状によって越ヶ谷宿大沢町の食売旅籠屋などの罪状が発覚し、道中奉行根岸肥前守の下知によって博奕常習者らの手入れが行われた。このとき過人数の食売女を置いていたそばや長十郎・むさしや茂兵衛・かぎや又左衛門の三名も逮捕され、所払いの罰に処せられた。そして抱えの食売女はそれぞれ親元へ引渡されている。

ついで文政八年（一八二五）五月には、「日光道中越ヶ谷宿のうち大沢町にある食売旅籠屋二二軒が、銘々食売女を過人数抱え、夜になると表見世先に並び、あるいは奥座敷で音曲を催したりしている。このうち弥兵衛・政右衛門・伝吉・弥平太・伊勢屋という者がとくに食売女を多数抱えている。なかには宿役人のうちにも食売女を抱えている者もおり不埒である」として、道中奉行石川主水正が代官伊奈半左衛門にこの取締り方を述べている。そして同年六月には、さらに関東取締出役が関東の食売旅籠と宿役人を呼びだし、食売旅籠の取締箇条を示してその諸状を徴した。このなかで、日光道中草加・越ヶ谷・粕壁・杉戸・幸手・栗橋の各宿に対し、「食売旅籠屋のなかには、平日は旅人の休泊を一向しないで食売女を抱え置き、ほかの旅籠屋へ女を貸すことを専業としている者がいる。以来精々心付けてこのようなことがないようにする」といつている。

こうした幕府の食売旅籠屋取締りに対し、代官伊奈半左衛門は文政九年十二月、中山道蕨宿・日光道中越ヶ谷宿のうち大沢町、同道中粕壁宿には、食売女を抱えている旅籠屋があるが、二人のほか過人数の女を置かないこと、着服そのほか華麗な身なりをしないことなど精々申し渡している。旅籠屋のなかには手廻りのよい者は、内々で過人数の女を抱えている風聞もあるが、どこの宿でも過人数の女を置いてるのが普通であり、半左衛門支配所に限って嚴重に取締っては人氣に背く。ところで、御用旅行で休泊した者が支払う御定めの本銭米銭では賄入用に不足する。この不足分やその他の臨時宿入用も多くは食売旅籠屋がこれを負担しているの、きびしくこれを取締ると宿方が潰れてしまい、公用通行者の休泊に差支えてしまう。

日光道中でも千住宿は別として、草加宿から栗橋宿までは宿柄はよいが、なかには粕壁宿など宿柄が悪いところもある。ことに近來旅人の休泊が少なく追々衰微していく傾向にある。そこで越ヶ谷宿大沢町の旅籠屋六二軒のうち食売旅籠屋が二二軒、粕壁宿旅籠屋四五軒のうち食売旅籠が一〇軒であるが、これら宿場の惣旅籠屋に食売女二人まで召し抱えることを許せば、宿々の助成になるであろうとの要旨による伺いを、石川主水正に提出している。これに対して石川主水正は当分承り届けるといつてこれに許可を与えた。

このとき惣旅籠屋に飯盛女を二名宛置くことが認められたのは、日光道中の伊奈半左衛門支配所の内では、越ヶ谷宿の大沢町と粕壁宿である。したがって草加宿ではそれまで一八軒の飯盛旅籠が認められていたが、文政九年（一八二五）十一月に、百姓五郎兵衛地借権八、百姓吉五郎店借文七、百姓太郎左衛門店借すがの三軒の旅籠屋が飯盛女を置くことを願いでたとき、飯盛旅籠の増加はよろしくないとの理由で、翌年三月に三軒の旅籠屋に抱え置かれていた飯盛女の引き払いを命ぜられている。

一方惣旅籠屋に二名宛の飯盛女を許された越ヶ谷宿大沢町では、同十年二月に改めて旅籠屋議定をとり結んだ。これは、

一 旅籠屋一軒あたり飯盛女を二名以上抱え置かない。飯盛女に花麗なる衣服や飾り物をつけさせない。

一 飯盛女を抱えたときや暇をだしたときは、そのつど役所に届ける。



一 飯盛女を抱えることができない旅籠屋にはお互いに女を融通しあう。

一 大沢町旅籠屋五八軒のうちから、御用宿の蝕当や取締りにあたる者を五名選んで、御用宿の差支えないよう取計らう。この者の給金は惣旅籠屋が負担する。

一 従来、二二軒の飯盛旅籠屋が、一軒あたり年間錢一〇五貫五〇〇文を町錢として納めてきたが、以来惣旅籠屋五八軒が平均に割合って出金することにする。

一 新規の旅籠屋は制限する。

というものであった。この議定によると、惣旅籠屋五八軒に二名宛の飯盛女を置くことを前提にし、宿入用費の割当も飯盛旅籠や平旅籠の別なく五八軒で平等にこれを負担すると定められている。

この計算でいくと、大沢町は一六名の飯盛女を置くことができる訳であるが、飯盛女を抱えることができない旅籠屋には飯盛女を融通するところがあるので、女を置かない旅籠屋の分は、特定の旅籠屋が引受けることにされたようである。事実この年の大沢町の人別帳の書上には、惣旅籠屋がすべて飯盛女を抱えていたように記入し、その実特定の旅籠屋が女を置かない旅籠屋の分を引受けて、過人数の飯盛女を置いていたのである。

ところがこの作爲による人別帳の記入が幕府当局の知るところとなり、道中奉行の下知によって一同検査された。奉行所で吟味が進められた結果、文政十二年（一八三〇）八月に裁許の申渡しがあつた。この裁許の請書によると、人別帳に不正な記入をした三五軒の旅籠屋が過料錢五貫文宛、不正記入を黙認していた名主・間屋、それに過人数の飯盛女を抱えていた旅籠屋が過料錢一〇貫文宛、その他年寄一回が錢五貫文宛の罰金刑に処せられた。

ついで大沢町では、天保十二年（一八四一）九月にも、道中奉行佐橋長門守の下知によって、過人数の飯盛女を抱えていた旅籠屋が手入れをうけた。このときは柏屋伝四郎・下妻屋弥七、庄内屋茂助・竹屋久左衛門・中屋伊八の五名が関東取締出役によって逮捕され処分されている。

このように幕府は飯盛旅籠屋に対し、度重なる取締りを行っていたが、徹底的にこれを取締ることができなかった。これは前記の伊奈半左衛門の伺書によって知れるごとく、飯盛旅籠が宿場財政の大きな助成となっていたからである。この飯盛旅籠の宿場助成を『大沢町古馬信』により越ヶ谷宿大沢町の例でみると、大沢町では町錢と称し、享保五年（一七二〇）の議定では、飯盛旅籠一軒あたり一年に金三分二朱を納めることになっていた。これが宝暦年間（一七五〇～一七五九）には一日一軒あたり錢二四文宛に改められたが、安永六年（一七九七）から一ヶ月一軒あたり錢四〇〇文となり、文化年間（一八〇四～一八一七）には飯盛女一人あたりの割合出金に改められた。

そして文政十年の旅籠屋議定では、再び軒別単位の出金方法に改められたが、当時二二軒の飯盛旅籠が一軒あたり一ヵ年に錢一〇五貫五〇〇文宛を町錢として納めることになっていた。また越ヶ谷宿の隣宿粕壁宿でも、天保六年の『粕壁宿宿入用帳』によると、粕壁宿の飯盛旅籠は年間金五〇両を宿入用費に出金している。このほか宿の臨時入用などの割当には、もっとも多い割当をうけたし、そのうえ関東取締出役の賄入用は飯盛旅籠が負担する慣例であった。

なお越ヶ谷宿では、宝暦年間から茶屋にも茶屋錢をかけるようになり、月間一軒あたり錢二四文を徴収していたが、この茶屋錢はその後廃されたという。

幕府が倒れて伝馬制度の改正をみた明治期には、軒を並べた旅籠屋とともに、食売女も姿を消していった宿場も多かったが、まだ明治二年（一八七〇）頃には盛況であったところもある。

## 新島原遊廓

明治初期の特異な廓の存在として、東京築地の「新島原遊廓」があった。そのころ横浜港橋よかろうとの狙いをつけて、新吉原の家田孫兵衛らが、鉄砲洲の外国人居留地近く八丁堀脇に新遊廓設置を願ったのがそれで、慶応四年三月のことだった。

そして冥加金五万両ということで、それを三回に分けてその年のうちに完納し、許可が下りたのは翌明治二年八月である。このような遊廓新設がどんな意義をもつか、またはたして必要なことだったかどうか、新政府が検討しての結果かどうか知らないが、とにかく新政権樹立で国家財政に苦心していた折であるから、そのための許可だったかも知れない、九月には早速、京都の島原遊廓の向りを張って、新島原遊廓と命名して開業した。

このことについては田村栄太郎著『江戸東京風俗地理』第二巻に次のように載っている。

吉原と同じに、四方に濠をめぐらして女郎の逃走を防ぎ、廓内を松ヶ枝町、呉竹町、梅ヶ枝町、櫻木町、八重咲町、初音町、千歳町、青物町などと命名した。

この新島原遊廓に参加したのは、千住宿が十三軒で最も多く、内藤新宿が五軒、柏壁宿が四軒、品川宿から新規開業三軒、板橋宿が三軒、幸手宿、鹿沼宿、横浜各一軒、深川頼焼者十一軒、東京住居、吉原から引移り者などである。そして遊女屋六十五軒、局遊女屋五十三軒、茶屋五十九軒、吉者屋十二軒で成立したのであるが、場代金は三分、二分、一分、二朱、一朱である。

かねては尊王攘夷論者だった大臣高官らは、さて政権を握ったとなると、君子約変して尊王開国となり、外国人のための遊廓を作らせた。しかもそれで自分らの利益になればいいと、ここを社交場として夜毎に押しかけ、飲めや唄えの大騒ぎを演じたから、この廓も大いに繁昌した。しかし下級武士どもにはなんの利益も便宜もあるわけではなかったから、依然として攘夷論で、外人を見ればやたらに抜打にしたりしたので、この廓が出来ても外人は恐



新島原遊廓

明治元年11月東京築地に開かれ、居留地の外人めあてに千人近い娼妓が脂粉をこらした。のち各方面からの反対にあい、わずか3年にして明治4年7月、全部取払われてしまった。(そのあとを新宿町と改称した)

れをなして容易に大門へ足を踏み入れようとはしなかった。

そこで大門口は厳重に役人が出張して、入口には突棒、刺又、袖がらみなどを並べ帯刀者の大小はここで預り、羽織を着た者は脱がせて凶器所持の有無を調べたり、警戒をきびしくした。そして外人保護に当たったのだけれども、こうした遊廓には外人も一般日本人も寄りつきたがらなかったのは無理もない。だから業者側ではだいぶ当てがはずれたわけだった。

その上、開業三年目の明治四年七月十七日、突如「新島原娼家七月限り引払いを命ず」との達しがあった。廃止の理由は風俗紊乱という太政官令だったのである。「それでは約束が違う。むちやくちやでござりますがな」とはいわなかったかも知れないが、では上納金のお下渡しをと願ったけれども、これもついにとられ放しになってしまったのである。

## 芸娼妓解放令

明治三年九月の暴風雨で中方之屋は倒壊し、遊女八人の負傷者を出し、明治四年五月には吉原大火で遊女屋の大半が焼失した。だが翌五年（一八七二）六月にはさらに意外な事件が突発した。

南米ペルーの汽船マリヤ・ルーズ号というのが、ひそかに支那から奴隷二百三十一名を買ひ込んで帰国の途中、たまたま暴風雨に出遭って船体を破損し、その修理のためにわが横浜港に入港したが、そのとき奴隷の一人が脱船して、折柄停泊中の英国軍艦に泳ぎつき救いを求めた。艦長が事情を聞いて横浜港内での出来事なので、この処理を日本政府に依頼して来た。そこで外務卿副島は江藤司法卿と協議の上で、この裁決方を神奈川県権令大江卓に命じた。その結果大江卓は「奴隷売買は国際法に禁じられている」ところだとして奴隷送還の判決を下した。しかしこの問題はついに日本とペルー国との国際問題にまで発展し、解決が永引き、露国皇帝の仲裁まで仰ぎ、明治八年に至ってようやく日本の主張が通り落着いたのであるが、その国際裁判の折にペルーの弁護士は、もし苦力を奴隷としてその解放を認めるなら、この判決を下した日本の遊女は、それ以上に悲惨な境遇をもった人身売買による奴隷である。この矛盾を敢てしている日本の裁判には服し難い、といった。

この弁論に大江卓は大いに日本の責任を感じ、その結果日本の芸娼妓の解放を政府に建白したのである。よつて明治五年十月太政官布達で発令された「人身売買禁止」「芸娼妓解放令」はこのためだった。

### 布告

- 一、人身を売買致し又は年期を限り、其主人の存意に任せ虐使致し候は、人倫に背き有まじき事に付古来禁制の処、年期奉公等種々の名目を以て奉公住為致、其実売買同様の所業に至り以ての外に付、自今可為嚴禁事。
- 一、農工商の職業習熟の爲、弟子奉公為政俵儀は勝手候共、年期七年を過ぐべからざる事。
- 一、平素の奉公人は一カ年宛たるべし。尤も奉公取戻者は証文可相改事。
- 一、娼妓藝妓等年期奉公人一切解放可致。右に付ての貸借訴訟すべて不取上候事。

右之通被定候条院度可相守事

明治五年壬申十月二日

というのであって、普通の徒弟奉公、下女下男奉公などは差支ないが、芸娼妓はすべて解放せよというのだった。しかも現在の貸借金についての競争は一切受けないとある。

驚いたのは業者だった。大損害なばかりでなく、今後商売が出来なくなった。だからその周章狼狽さに反して、娼婦たちのよろこび方は大変なものだった。とにかく解放されて親元へ引渡されるというので、幾百幾千もの娼婦らは、手廻り品を包みとし、あるいは身のまわりの諸道具を大八車に載せたり、人力車に一緒に乗ったりして、群をなして邸の大門を出る情景はさながら出火の際の混雑のようだったと、当時の新聞は報じているし、錦絵にも描かれて残っている。

ついでこの「切り解き」の布告の説明を兼ねさらに諸心得を記した司法省令（第二二二号）が同十月九日付で通達された。

本月二日大政官第二九五号を以て仰せ出され候次第につき、左の件々相心得べき事。

第一条 人身売買するのは古来禁制の処、年奉奉公等種々の名目を以て、其実売買同様の所業に至るにつき、娼妓藝妓等雇入の資本金は賍金と看做す、故に右より苦情を起えるものは取亂の上、その金の金額を取りあくべき事。

第二条 同上の娼妓藝妓は、人身の権利を失うものにしては馬に異ならず、人よりは馬に物の返済を求むる理なし、故に従来

同上の娼妓藝妓へ貸すところの金銭並に売掛滞金等は一切とるべからず。但し本月二日以来の分はこの限りにあらず。

第三条 人の子女を金銭上より養女の名目になし、娼妓藝妓の所為をなさしむる者は、その夫路上人身売買に付、従前より嚴重の処置に及ぶべき事。

としている。すこぶる名文のつもりで書かれたのかも知れないが、とんだ詭弁として有名になった文句である。一方解放された妓ははたしてそれからどうなったろうか

明治五年の「芸娼妓解放令」が出たときには、遊女奉公は年季奉公などの名目で夫は人身売買同様の有様だから厳禁するといひ、農工商の弟子奉公は諸業習得のためであるから差支ないが、年期七年以上は許さないとし、普通の奉公人は一年、芸娼妓は年季奉公を許さず解放しろといひた。これは特殊な時期だったからである。

以前の遊女奉公契約は、俗に「苦海十年」などいわれて普通には十八歳から二十七歳までの十年間を年季とした。「身代金」を出して抱え、あとはわずかな小遣程度、あの手この手で脅したり恩にさせたり、競争させたりして無理矢理に縁がせ、すべて抱主が搾取した。妓の欲しがるものは高い価で買わせ、立替金にして負担を残したり、年季を延ばして貸し与えたりしたのである。

傾城は二十八にてやっと思袋

廊の女郎は寒中でも足袋を用いさせず素足だった。それでこの句の足袋は二十八歳でようやく「年明け」となり堅気の女になれた句である。運のよい妓で美人なら中途で「身請」されるということもあったが、身請には勤め残りの借金の他に莫大な「引き祝い」の費用がかかった。もちろん「引き祝い」だの礼金だの金もあるが、抱主は十分な代償金をとってしまつてあるのであり決して損はしない。身請には「親元身請」などの特別方法もあり、割安にもなるが前借金と利子を加算し、残りの年季に割り当て返済しなければならぬので、途中の稼ぎ高の多少はほとんど計算に入らなかつた。

勤めが若しく、客も思うようにとれない妓や、病氣して休んだりすると、借金はかさみ、逃げでもしたらそれこそ捕えられて過酷な責め苦に逢つたのである。投込寺の過去帳に記された妓の年令を見ると、ほとんどが二十四五歳で死んでいるといわれ、こうした妓も少なくないのだつた。

下男下女は一年契約、毎年三月四日と八月十日（万治寛文ごろまでは二月二日と八月二日だった）を「出替り日」として、この春秋二期に交替するのである。主人側も望み、奉公人の方でも永続を希望する場合には、さらに契約を更替して勤め続けるのであるが、出替り日には一応給金の他に志の手当などをやり、土産物とか贈り物を与えて宿帰りをさせるのである。市内に家のない者とか、身寄もなく周旋屋の手を経て奉公に出た者などは、「他人宿」とて口入屋の二階などに泊めてもらつた。

商家の丁稚奉公も本来は商いの見習いというわけだが、俗に小僧にやるなどとして多くは親元が前借金をした。丁稚の給金は無いも同然だったが、実際日常生活は主家で賄われていたから必要もなかつた。もし出入先などで駄賃でももらえば、ひそかに買喰いをするぐらい、休みは盆と正月の二回「藪入」とて実家へ帰ることが許されるのだが、それも新参の最初の年とか、都合によっては休めないこともある。仕着や小遣、土産物などを与えられて朝に出て一晩泊つて帰るくらいなものだった。この小僧の年季は五年とか七年くらい、しかし丁稚に入るのはたいてい十歳前後で、初めは雑用勤めに追廻され、次に使い走りや商用の使いに歩出くようになり、十五、六歳で半元服してようやく本名の頭字に松や吉をつけて呼ばれる。禁酒禁煙、綿服で羽織の着用も許されなかつた。

早ければ十七、八歳で元服し、衣服制限や酒煙草の解禁、表付の下駄が許されて手代となる。そしてさらに年を経る番頭になるのだが、店によってなかなかそうはゆかない。年季の如何にかかわらず手代までにはなれなかつたし、まして番頭となるのは容易でなかつた。番頭となり勤めぶりもよいと、折を見てのれんを分けて独立の店も出してもらえる筈であるが、十人中七、八人までは手代にもならず落伍してしまい、店をやめて転業するとか、転々と渡り歩くのが多かつた。

一般にこのような商家の店者（たなもの）は、だから女房をもらい独立でなくとも、とにかく世帯をもつようになるには、四十歳を越してしまうのだった。川柳などではよく店の者と下女との情事句があるけれども、店内での男女関係は他の者の手前もあつて、まったく許されず、勝手な私通は刑罪に問われた。何とか金の融通がきく番頭の隠れた麻遊びも、容易でなく、「朝参り」の止むを得ないこともあつた。

傾城が客を見立てる二十七

この句は廊女郎と圓場所妓の「年明け」の句である。いよいよ来年は年季明けというので堅気の女房となつて自分の世帯を持ちたいとは、勤めの女の誰もが念願するところだったらしい。ところで客の男の中にも、身請の金もいらず夫婦になるうと狙っているものは、いくらもいたろうが、さて現実にはなかなか思うようにはいかない。日ごろは稼業の手管で、女郎のまこと卵の四角あれば晦日に月が出るなどいわれたくらいに、うまいことばかりいつているが、遊びの懸引は狐と狸の化かし合ひだったから、年明け近くになると今度は逆に女郎が実のありそ

## 芸娼妓解放令

明治三年九月の暴風雨で中万字屋は倒壊し、遊女八人の負傷者を出し、明治四年五月には吉原大火で遊女屋の大半が焼失した。だが翌五年（一八七二）六月にはさらに意外な事件が突発した。

南米ペルーの汽船マリヤ・ルーズ号というのが、ひそかに支那から奴隷二百三十一名を買い込んで帰国の途中、たまたま暴風雨に出遭って船体を破損し、その修理のためにわが横浜港に入港したが、そのとき奴隷の一人が脱船して、折柄停泊中の英国軍艦に泳ぎつき救いを求めた。艦長が事情を聞いて横浜港内での出来事なので、この処理を日本政府に依頼して来た。そこで外務卿副島は江藤司法卿と協議の上で、この裁決方を神奈川県権令大江卓に命じた。その結果大江卓は「奴隷売買は国際法に禁じられている」ところだとして奴隷送還の判決を下した。しかしこの問題については日本とペルー国との国際問題にまで発展し、解決が永引き、露国皇帝の仲裁まで仰ぎ、明治八年に至ってようやく日本の主張が通り着着したのであるが、その国際裁判の折にペルーの弁護士は、もし苦力を奴隷としてその解放を認めるなら、この判決を下した日本の遊女は、それ以上に悲惨な境遇をもった人身売買による奴隷である。この矛盾を敢てしている日本の裁判には服し難い、といった。

この弁論に大江卓は大いに日本の責任を感じ、その結果日本の芸娼妓の解放を政府に建白したのである。よって明治五年十月太政官布達で発令された「人身売買禁止」「芸娼奴解放令」はこのためだった。

### 布告

- 一、人身を売買致し又は年期を限り、其主人の任意に任せ使役し候は、人倫に背き有まじき事に付古来禁制の処、年期奉公等種々の名目を以て奉公仕為致、其実売買同様の所業に至り以ての外に付、自今可為嚴禁事。
  - 一、農工商の諸業習熟の為、弟子奉公為致候儀は務手に候共、年期七年を過ぐべからざる事。
  - 一、平素の奉公人は一カ年愈たるべし。尤も奉公取捨者は証文可相改事。
  - 一、娼妓芸妓等年期奉公人一切解放可致。右に付ての貸借訴訟すべて不取上候事。
- 右之通致定候条既度可相守事

明治五年壬申十月二日

というのであって、普通の徒弟奉公、下女下男奉公などは差支ないが、芸娼妓はすべて解放せよというのだ。しかも現在の貸借金についての競争は一切受け付けないとある。

驚いたのは業者だった。大損害なばかりでなく、今後商売が出来なくなった。だからその周章狼狽さに反して、娼婦たちのよろこび方は大変なものだった。とにかく解放されて親元へ引渡されるというので、幾百幾千もの娼婦らは、手廻り品を包みとし、あるいは身のまわりの諸道具を大八車に載せたり、人力車と一緒に乗ったりして、群をなして廓の大門を出る情景はさながら出火の際の混雑のようだったと、当時の新聞は報じているし、錦絵にも描かれて残っている。

ついでこの「切り解き」の布告の説明を兼ねさらに諸心得を記した司法省令（第二二号）が同十月九日付で通達された。

本月二日太政官第二九五号を以て仰せ出され候次第につき、左の件々相心得べき事。

第一条 人身売買するのは古来禁制の処、年季奉公等種々の名目を以て、其実売買同様の所業に至るにつき、娼妓芸妓等雇入の資本金は賍金と看做す、故に右より苦情を唱えるものは取親の上、その金の全額を取りあげべき事。

第二条 同上の娼妓芸妓は、人身の権利を失うものにしては馬に異ならず、人よりは馬に物の返済を求むる理なし、故に従来同上の娼妓芸妓へ貸すところの金銭並に売掛借金等は一切とるべからず。但し本月二日以来の分はこの限りにあらず。

第三条 人の子女を金銭上より養女の名目になし、娼妓芸妓の所為をなさしむる者は、その實際上人身売買に付、従前より懲罰の処置に及ぶべき事。

としている。すこぶる名文のつもりで書かれたのかも知れないが、とんだ詭弁として有名になった文句である。一方解放された妓ははたしてそれからどうなったろうか。

大阪では明治五年十一月一日から「庶貸営業許可」制をとり、従来の業者に切替営業をなさしめた。

またそれと前後して「遊所指定地域」をも設定した。

この「遊女並庶貸営業規則」(大阪府達第三六六号、明治五年壬申十月)では、芸娼妓を主として抱主または貸借金関係などとなったく切離し、独立営業者の芸娼妓への庶貸営業を規定したものであったし、条文の内容中にも当時の状況をうかがうことが出来る。

#### 遊女営業規則

第一条 新に娼妓芸妓之業相営み度者は、父兄並に親族連印、父兄の業態家族人員営業年月数その他の情状巨細相認め、在籍町村戸長奥印の上願出べし、金證の上可差許事。

第二条 許可の上は人別に鑑札相渡すべし然る上は兼て定留候審査検査の規則可相守事。但し止業致候節は其の段届出鑑札可致返納候事。

第三条 娼妓営業は兼而免許場所(指定地域をいう)の外不相成候、因て右免許場所へ住居無之者は貸座敷渡世の者へ示談を遂げ、座敷料其の他賄料等取極の上、座敷借り受け可申事。但し客と他行致し他所へ宿泊致候節は不相成事。

第四条 外国人居宅へ一夜或は月仕切等にて罷越候儀一切不相成候事。

第五条 花代の儀は銘々客と相對之上取極め一切制限なき事。但し代合滞り候とて訴出候共取揚不申候事。

第六条(十一月改正) 娼妓芸妓営業の者は、一人に付一ヶ月娼妓は三円、芸妓は二円在籍町村戸長の手を經て其町會館所へ前納可致事。但毎月三日に可相納事。

第七条(十一月追加) 人の妻妾として芸妓相働候節吉しからず候事。

第八条(右同) 人の妻妾として芸妓相働候者は其夫より可願出事。但父兄親族連印等は第一条之通可相心得事。

第九条(右同) 従来芸妓と唱え充座敷すもの有之候處、向後禁止之事。

以下落し字を省略す

#### 娼妓芸妓庶貸規則

第一条 庶貸営業之場所は左の町に限り候事。(指定地域のこと、略)

第二条 庶貸営業致し度者は願出免許を受くべし、鑑札可下渡事。但し止業の節は其段届出鑑札返納可致事。

第三条 座敷を娼妓に貸渡すには、前以て幾層之間にて一昼夜何程と相對を以て値段取極め貸渡すべき事。但し出稼の者へ長く座敷貸渡し候節も同断、或は幾日何程、一ヶ月何程と取極め、若し座敷主より賄をも引受け候はば是以て同様前以て相對に取極可申事。

第四条 座敷借り受候者、勝手により他家へ転じ候共、故障申立候道理なき節と可相心得事。

第五条 座敷貸渡候ものへ勝手により貸渡候儀を相断る共、随致たるべき事。但し右四、五条に付き若前以て定約日限中に候はば断り出候方より定約残り日数の席料請取可申事。

第六条 貸座敷代滞り候とて訴出候共一切取揚不申候事。

第七条 無鑑札之娼妓芸妓へ座敷貸渡し候儀一切不相成候事。

以下落し字を省略す

この規則のうちには「貸座敷業」といったり、「庶貸営業」といったり、一定していない。そしてこの業者は娼妓稼業とは全然無関係に、あらかじめ定めた何層の部屋をいくらとして貸し与え、妓と客との花代も任意に相對できめることとしているなど、まったくの部屋貸し営業であつて、これでは娼妓稼業は實際には出来ない。

要するに大政官布告では遊女を抱えて置くことに疑問があつて、抱え主が遊女稼業を要求するものでないことが理由立てられればよいわけだつた。そこで

貸座敷業というのは、娼妓を寄附させ、居室その他稼業に必要な施設を利用する代金を受けるものであつて、娼妓稼業はどこまでも妓の任意の意志によるものである。ただし娼妓の稼業場所は貸座敷内に限る……。

趣旨なのである。いって見れば従来の妓楼娼家内での娼妓稼業を、人身売買による奴隸のように、その自由を拘束して稼業を強いるものではないという、そのために考へ出された解釈だったのである。

やがて時が流れ幕府が崩壊し、旧制度である宿駅制度がなくなって、ここに大名の参勤交代や幕府役人の公用の旅もなくなると、宿場自体も大きく変っていった。

維新政府の成立直後の明治二年（一八六九）、奥州道中越谷宿の内、大沢町における飯盛女対策も大きく変化したことが、はっきり現れている。

当時、大沢町には飯盛旅籠屋が十八軒あり、この十八軒に抱えられていた飯盛女は百八人をかぞえた。これは一軒六人平均であって、幕府の定めた一軒二人の定員を大きく上まわるものであるが、幕府が崩壊してから、このように急に増えたわけではなく、幕府の定めた定員は幕末当時すでに空文に等しかったことを物語っている。

大沢町においては、明治二年現在、飯盛女一人が十六文ずつ差出し、宿内で年間六百貫文を積み立てていた。

旧制度下ならば、当然宿財政に組み入れられたであろう積立金は、維新政府成立直後の不安定な時でもあるので、非常対策資金として積み立てておきたいと、小菅県役所へ願ひ出た。

宿の非常時に備えての資金をも飯盛女の玉銭からとり立てたということは、あくまで弱者を踏台としたやり方で、一度苦界に転落したならば、いろいろな鞭が首をしめてその苦しみから逃れるのは容易なことではなかった。

奥州道中越ヶ谷宿の内、大沢町旅籠屋共一同申上奉り候、私共稼方の義は同町の内ニテも上中下三組ニ相分り不同之稼方罷在候処、今般旧弊相省キ御一新ニ付一同相談の上不公平相改町方一般稼方同様示談相整候は、非常備として左の通り積立仕候

一、食売旅籠屋拾八軒ニ而食売女人數百八人日々吾人錢拾六文ツゝ積立一日錢壹貫六百六拾文、一ヶ月錢五拾貫文ツゝ、壹ヶ年ニ錢六百貫文、但大小月増減御座候

平旅籠三拾七軒之義者食売旅籠屋之三分積立、壹ヶ月錢貳拾壹貫四百貳拾四文、壹ヶ年錢貳百五拾七貫百文、但大小月増減御座候

合錢八百五拾七貫百文（下略）

明治二〇年七月

（名主、組頭氏名略）

小菅県御取締所

（『熊谷市史』三、史料編）

〔家〕「越ヶ谷案内」 大塚文明編著

越ヶ谷案内目次

(一) 今と昔

〔附〕町勢一斑……越ヶ谷町役場

(二) 交通

〔附〕越ヶ谷停車場(浦生停車場)……両駅発車時間表……

人力車及乗合馬車賃金……運送店……武蔵水陸運輸

株式会社……越ヶ谷郵便局(電話料金及加入者番号)

(三) 農業

〔附〕越ヶ谷町農会

(四) 商業

〔附〕市日……米肥両組合……米俵越ヶ谷出張所……中井

銀行越ヶ谷支店……日進銀行越ヶ谷支店……永川貯

蓄銀行越ヶ谷支店……万寿屋呉服店

(五) 工 産

〔附〕黒田製板工場……帝國電燈越ヶ谷営業所

(六) 久伊豆神社

〔附〕越ヶ谷藤花園

(七) 越ヶ谷八景

(八) 桃 林

(九) 野島山地蔵尊

(十) 大相模不動尊

(十一) 古梅園

(十二) 宮内省騎場

(十三) 市中いろく

〔附〕天徳寺……御守殿跡……村社市神々明社……越ヶ谷

警察分署……越ヶ谷高等小学校……越ヶ谷尋常小学

校……区裁判所越ヶ谷出張所

(十四) 花柳界

〔附〕料理店……芸者屋

(十二) 宮内省騎場

宮内省主猟寮の直轄で越ヶ谷在大袋村大字大林地内

にある、明治四十年起工、同四十一年十二月竣成し善

美をつくしたもので、場の周囲約十町にして構内には

二重三重の築塼をめぐらし、塼上高く竹笹が繁茂して

をる中央に精池があつて四時水を湛え、冬季に入ると

四五万羽の真鴨小鴨が安着してこゝに棲息游泳して

るのである、場の東方には事務室、貴賓室等の建造物

があつて前面は青芝の生ふる広庭で元荒川を望み、閑

雅幽静の境地をなしてゐる、明治四十二年二月廿八日

今上陛下(照應皇太后)行啓遊ばされ、同年六月

十七日 皇后陛下(照應皇太后)行啓遊ばされて鴨猟

のお慰みをなされた、また大正四年十二月廿四日皇太

子殿下には羊宮面殿下を御同伴にて成らせられたので

ある、其他建設以 米皇族、貴顕、高官各皇大公使臣等

が来て鴨猟を催すことも多く、長き辺りの御猟場とな

つてゐるのである。

○ (十四) 花柳界

「大沢橋から大蛇が出て、大沢通ひはやめられぬ」と但路にもあるが、越ヶ谷は昔から職業の立たぬ処で花柳界は橋向ふの大沢町に蔓り、江戸時代の大沢遊廓は奥州街道での名物の一ツに挙げられた位である、明治三年廃廓後も茶屋小屋が盛つて荒川の水は濁る、日があるとも大沢に芸妓酌婦の絶ゆる時はないのである、現に柏壁、岩槻、杉戸、吉川、草加あたりに比較して景気がいい。

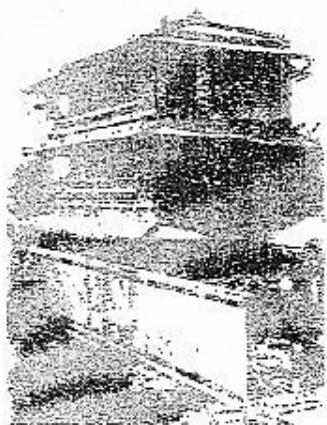
料理店 越ヶ谷で橋際の大芳楼と加賀屋は第一流の料理店で、天芳の天ぷら、饅頭の鹿馬焼きは有名である、加賀屋の三層楼は風雅の客を呼び、川魚料理は主人の得意とする所である、尚ほ仲町には河内屋、新町三丁



天よし樓

目には島田屋がある、かれは牛肉で売出しこれは天ぷらで顧客を喜ばせてゐる、大沢町では橋際のうどんやが第一で座敷も数あつて、連夜三弦の音を絶たぬのである、流石にこゝは大小の茶屋小屋が多く、浩養軒、芳村、大柳亭、山本屋など、夫々盛つてゐる。芸妓屋 大沢町に在て、現在は三樹家、分三軒、出羽家、宝来家、新宝家、新叶の六軒あるが、芸妓の数は昨秋以来大に減つて、僅か八人である。同業間は頗る円満で、見番が設けてあつてこゝに箱屋が詰めてゐる。

(後略)



かま三層楼



明治四年の浦和県時代、県下における公娼は、中仙道・陸羽街道・日光御成街道の三街道の宿駅一四か所にあった。同年三月、浦和県庁は、飯盛女一人につき一日銀五分の上納を命じ財源の一部としたが、同年（未か）県庁所在地に旧幕名こりの宿場女郎があつては文明開化のおりまうかろうと、浦和宿のみ廃止して埼玉県にバトンタッチした。

明治五年九月「娼妓解放令」によって公娼制度を廃止したことは前述したが、同月解放令の因となつた横浜で、「当人共抱主の手を離れ候後、自分の好により更に遊女芸妓いたし度ものは其旨願出候はば取調の上下差許し鑑札相渡可申事」と再営業を許可したのでからおもしろいものである。その後、松島宿原、島原、丸山長崎などが許可されて、前記解放令は有名無実となつてしまつた。

そこで政府は、明治六年一月、娼妓はわが国の伝統的風習と、その設置可否は地方長官に委任しながらも許可方針を打出し、同一二月「貸座敷世規則及娼妓規則並ニ芸妓取締規則」を制定して、ふたたび公娼制度を復活させたのだつた。

しかし、時の埼玉県（撫）令白根多助は、同制度復活の可否を独断することなく、県下各戸長に意見を求めたところ、そのほとんどが廃止と答申したので公娼は復活しなかつた。だが、明治九年八月、熊谷県が廃止され武蔵国分が埼玉県に合併されたさい、熊谷県時代の公娼地本庄・深谷は廃止されなかつた。これは、いったん県で許可したものを他県が一方的に取消しできない行政上の問題、および両所は県北端で、旧埼玉県の清浄潔白なる淫風に影響なかりなどの理由からであつた。それゆゑ埼玉県は、公娼があるようないなような状態で、以後の明治期を過ごすのである。

ではその間、県内残り地区の公娼問題は再燃しなかつたのか、というところではない。増置あるいは廃止が県会でたびたび取りあげられている。その論議はともかく、好奇心の旺盛な筆者には増置側に興味がある。いま、明治一七年五月三日付、静岡県士族秋元高義の埼玉県令あて「遊郭設置娼妓貸座敷営業願ノ建言」があるので、要点をまとめて紹介しようと思ふ。

「羽かに陸奥・中仙両街道および他の宿駅をみるに今日ほど不法売春が盛んなときはない。飲屋や旅館に少女（たる、まる、あるいはさりと呼ぶ）を置き、客

さいたま市立図書館  
開館時間 4月20日 10:00-18:00  
〒339-0292 さいたま市中央区本庄1-1-1  
TEL: 048-861-1111  
FAX: 048-861-1112



埼玉県の歴史をたどる本庄町貸座敷店位置  
埼玉県立浦和図書館蔵

の接待は名ばかりで実は売春婦と何んら変らない。すでに法律でこのような者の売春は禁止されているが、この法律さえも完全にゆきとどかない。かといつてこれを黙認すれば、梅毒が蔓延する。人が一旦梅毒にかかれば、あるいは妻や妾に伝わり、または飲食器を通じて人の体内に侵掠し害となる事多く、時には子孫にまで遺伝する。これを制するには教育しかない。しかし教育で制することができないのは既に人の知る所である。欧米各国のように教育隆盛なる国民でも売春婦に類するものがある。この理由をもって不法売春婦を駆除するより、規則方法を厳にして明許した方がよい。梅毒が埼玉県のごとき不法売春婦地帯に多いか、また一府六県のごとき公然娼婦ある地方に多いか、今さらいうまでもないだろう。娼婦には梅毒病院の設備をなし規則を厳にして病根を絶つ方法もあるが、不法売春婦は施す方法もない。この際埼玉県も本庄・深谷地方のみに限定せず、娼妓貸座敷営業の禁を解き、中仙道に於ては大宮・鴻巣・熊谷に、陸奥道は大沢・幸手および川越・松山町に置くべきである。同営業者には賦金を科して地方税を補い、梅毒も防げるではないかと思ふ。そして東京吉原のごと

き地を選んで一部を設ければ、風紀上も問題はないはずである。県令閣下に一読をこう次第  
 である」  
 右建言書によっても、前記したごとく実行されたわけではないが、娼妓是非論を理解できるだ  
 ろう。

なお、埼玉県の隣群馬県では、明治二十六年二月三十一日限りで公娼を廃止したが、同二十八年二  
 月の徴兵検査では、同県男子が日本一の病氣持ちであったため、県衛生部長が広島大本營に呼び  
 出されてこつてりしほられて帰県、しかたなく準遊廓制度を実施したという笑えぬ話もあったか  
 ら、まんだら秋元の建言も的をはずれていなかったことになる。

参考までに明治四一年二月現在の埼玉県の状況を述べると、貸座敷営業者は二四軒、娼妓一  
 六八名であるが、問題の不法売春婦で検査された者四四名、うち四名が入院するほどの悪性の梅毒  
 毒もちであったという記録があるが、これは水山の一角、殿方も充分その道にかけては氣を使っ  
 たことであろうと推察する。

(参考文献) 埼玉県立文書館蔵「連白記録」

(1) 中山太郎著「寛政三千年史」には、「江戸幕府が集娼制を採用した理由について、取締りの点から  
 便宜が多いので遊廓を許可した」とある。

(2) 茨城市史編纂委員会編「茨市の歴史」第二巻。

(3) 前掲「寛政三千年史」。

(4) 「明治二十六年十二月三十一日限り公娼を廃止した群馬県は、明治二十八年二月、早くも其結果は杜  
 丁検査の上に表示れ、日本一の花柳病罹患者を出した。当時広島大本營に県衛生部長が召喚され取調の結  
 果、蒸娼に母り私娼私用の非衛生に原因することが明にされ、ほうほうの体で引下り、娼果早々協議の  
 結果、いまさら公娼復活も許されず結局乙種料理店全業において再び遊廓準制度を執行し、娼妓名称を  
 届出制の酌婦名称に切替えて営業を許可」とある(中村三郎著「日本寛政史」第三巻)。  
 (5) 埼玉県警察本部蔵「明治三十六年起 随時表内務省報告書」。

日光道中各宿の市立(「宿村大撰帳」による)

宿名	市日数	市日	宿名	市日数	市日
住加谷	毎口	5日10口	石橋	—	—
草越	六市	2日7口	菅官	—	—
柏壁	六市	4日9口	宇都宮	12日	—
杉手	六市	5日10口	徳次郎	—	—
幸手	六市	2日7口	大沢	六市	1日6日
栗田	六市	1日6日	今市	—	—
中野	—	—	石鉢	—	—
野間	12日	—			
小新	—	—			
小金	—	—			
	1年2日	11/7 12/12			
	六市	2日7日			

小山・今市両宿、それに日光御成道筋鳩ヶ谷と  
 岩槻が月に六日の六市市、城下町でもある古河が毎  
 月二・七・四・九の一二日、同じく宇都宮が毎月一・  
 三・五・八の一二日、そのほかは一年に一度ないし  
 二度の市立か、あるいは市立はないと記されている。  
 しかし市の有無にかかわらず、いずれの宿場も旅人  
 のための物資の流通を必要としたので、近郷の商賈  
 の中心であったのは遠いなからう。

もちろん市場の機能は物資の交易にあったが、同  
 時に生産物のそのときそのときの値段を定める相場  
 がこここでたてられていたことは重要であろう。越ヶ  
 谷町ならびにその周辺の六市市をみると、岩槻が一  
 と六の日、越ヶ谷が二と七の日、鳩ヶ谷が三と八の  
 日、柏壁が四と九の日、草加が五と十の日であり、

その市日が重ならないような仕組になっている。周辺の様で、同じ日に相場が立ち、おのおの異なっ  
 た相場がつけられては混乱が生じる恐れがあったためであろう。越ヶ谷宿本町内藤家の「記録」によ  
 ると、この市場で取引が行われ、相場が立てられた商品は、玄米・玄餅・蕎麦・から麦・小麦・大豆・  
 菜種・水油などの農産物が主であった。

七社收第九六一三號

昭和七年十一月三十日

埼玉縣學務部長



各市町村長殿



生活窮迫者若ハ浮浪者ノ京防止方依頼ノ件

標記ノ件ニ関シ別紙ノ通東京府知事ヨリ依頼

有之候ニ付可然御配意相成度候

(別紙)

申社發第一四三六號

昭和七年十一月十八日

東京府知事

埼玉縣知事殿

331

生活窮迫者若ハ浮浪者ノ京防止方依頼ノ件

昭和五年十一月十九日

埼玉縣學務部長

各市町村長殿



現時經濟界ノ不振ニ伴ヒ失業者ハ益々増加シ縣内ニ於テモ現ニ四千七百有余名ノ多數ニ達シ

居リ候處之レカ救済ニ付テハ既ニ御承知ノ如ク公私各種事業ノ實施並調節職業紹介事業ノ振

興内職ノ斡旋等尙モ効果アリト認ムルモノニ對シテハ全力ヲ傾注シツ、アルモ之レカ救済ハ

容易ノ業ニアラズ就中知識階級ニ對スル救済ハ最モ至難ニシテ漸次日ヲ經ルニ從ヒ夫等失業

者ノ生活ハ益々窮狀ニ陥リ其慘狀ハ洵ニ同情ニ不堪モノ有之依テ之レカ救済ニ關シテハ縣下

各郵便局長ニ對シ歲晚ニ於ケル臨時傭員採用ノ場合ハ出來得ル限り失業者中ノ適任者ヲ使用

セラレ度旨依頼致置候ニ付貴職ニ於テモ御部内適任者調査ノ上名簿ヲ作製シ最寄郵便局長ニ

依頼シ救済ノ實ヲ舉クル様御配意相成度

追テ參考ノ爲メ調査人名報告相成度申添候

コレカノ女中サハン

町村役場又ハ  
愛國婦人會分會

地方職業介紹所

- 手廻り賃料
- 上京賃料
- 振込額ノ
- 割引券ヲ
- 交付
- 懇切
- 叮嚀

東京

愛國婦人會  
本所

愛國婦人會  
支所

就職斡旋と訓練

就職後モ

就職ハ確實ニ良家ニハ  
安全

輔導保護

- 病氣ノ
- トキ
- 一身ノ
- 間題ガ
- 起ツタ
- トキ
- 職業上
- 不都合ニ
- 就イテ
- 公休ロシ
- 休養ホ
- ールヤ
- 修養機
- 關スル

今マデノ女中サハン

在ノ世ノ  
親族ノ人知テ  
話ニツナ

誘 色

口入屋  
周旋屋

- 商賣人カカラ
- 手数料ヲトル
- 格高ハ商人ダ
- カラ營利ヲ
- テアル
- 悪徳屋トサ
- ウチイモトノ
- 區別ガ困難ナ
- 場合ガアル
- 悪徳屋ニカカ
- ルト不幸ナ結果
- 二箇

就職後

- 親族ノ關係ノイロ
- ナ義理ヲ無理ナキ様
- マネケルトナリテ
- シテ又便宜ニ因テ
- 多クイ
- 働キテモ知テ
- 今更ハ人キテ
- ナ場合モ多ク
- 拾得ガ世間並以下
- ナ義理カラ
- 少ナ
- 職業上四端モナク
- 毛暗ク且後續トナ
- 比人モナイカラ
- 非常ニ危険ナル
- 就職後ノ指導保護
- 等ニナ
- 一般商人カラノ申
- 多ク動人等ノ
- 力ヲ申シ
- 危険

藝妓、酌婦、其、他、醜業婦、ハ

# 東北娘の危機線に光明

## 一步前續々救はる

本社と婦人團體の活動に

身賣防止 就職斡旋 着々緒につく

東北の危機線に光明を射す。この光明は、東北の婦人團體の活動によるものである。この活動は、身賣防止、就職斡旋、着々緒につく。

### 六現の 狀



たれは救 例實の娘

### 山 形 既に五十七人

本社義金の効果

山形県に既に通じた五十七人の女性たち。この数字は、本社義金の効果を示している。彼女たちは、身賣防止のために奮闘している。

### 秋 田 既五十八人

秋田県に既に通じた五十八人の女性たち。彼女たちは、本社義金の効果により、身賣防止の活動を進めている。

十三日八

### 身賣防止 婦人團體の活動

身賣防止の活動。婦人團體の活動により、身賣防止の効果が期待されている。

身賣防止の活動は、三十大百通

入院中。この女性たちは、身賣防止のために入院中である。



### 離村娘を助けて

### 青森 本社義金を推 専任係

青森県に本社義金を推して専任係を設けた。この活動により、離村娘を助けることに成功している。

この活動は、身賣防止のために重要な役割を果たしている。青森県の専任係は、本社義金を活用して活動を進めている。

製絲工場ノ内容概況

一、就業時間其他

就業一日十一時間 午前五時ヨリ午後六時迄トシ其間休憩一時間  
休日ハ毎月二回

夜間 作業ナシ

二、賃 銀

入場後三ヶ月ノ養成期間中ハ食事付一日十五錢トシ四ヶ月目ヨリハ出来高拂トナリ食事付一日最低三十錢ヨリ最  
高一圓五十錢ナレドモ平均五十錢位

三、寄宿制度其他

殆ンド全女工ニ付寄宿合制度ニシテ食費一切無料トス  
尙入場ニ要スル旅費其他ノ経費ハ工場負擔トス

四、雇 傭 期 間

初メテノ女工ハ養成工トシテ二年乃至三年ノ契約トナルコト

五、負傷疾病等ノ扶助救済

疾病負傷等ニ依ツテ休業ノ場合ニ於テハ其期間賃銀日額ノ六割程度ノ手當ヲ支給セラル、外和醫救済ノ制度アリ

六、契約及入場ノ時期

昭和六年ニ於テハ大体一月中旬以後ニ於テ期日ヲ協定シ希望者ヲ小學校又ハ職業紹介所等適當ノ施設ニ集合セシ  
メ工場側ヨリ係員出張シテ契約ヲ締結シ入場ハ四月初旬トナル  
此場合職業紹介所又ハ小學校ニ於テ斡旋ノ勞ヲ採ルコト

七、其 他

寄宿舎ニ在リテハ裁縫其他修養ノ設備アリ

參考ノ二

工場所在地	工 場 名	工業主又ハ管理人ノ氏名
興 野 町	利合名會社渡邊組 大 宮 製 絲 所	山 崎 幸 次 郎
大 宮 町	片倉製絲紡績株式會社 大 宮 製 絲 所	金 井 謙 藏
同	同 宛 宛 所	長 田 保 美
同	同谷製絲株式會社 大 宮 工 場	長 河 要 治 郎

以下 中小企業者名アルモ略ス

展望台

長い間にもまれ、揚句の果滞職事件にまで発展して天下を騒がせた売春禁止法も、ようやく日の目を見、後一ヶ月の後四月一日から施行される。

県下各都市に長年営業を続けてきた、いわゆる赤線

社会 賣春禁止法實施の後に残るもの

業者は、三月三十一日を限りに完全に姿を消すわけだが、種々雑多な事情を持つ業者や従業員が転業後で如何に生きるかが問題であり、しかもこれが社会にどのような影響をもたらすか、幾多の悩みを残しているわけだ。

無論この法家通過の見込みが濃くなった頃から、この日に備えて色々対策をねらっていたであろうが、事が事だけにそう簡単に解決がつくものではなく、今だに思案抜首の業者も少なくない。

県下各都市業者の動向を調査してみると大

体次のようである。(一月末現在)

大宮

県下最大の赤線といわれ、五十数軒百四十人の従業員をかかえた大宮市の場合、転業後の希望職種は、飲食店Ⅱ九、キャバレー、パルⅡ六、下宿Ⅱ五、料亭Ⅱ四、装妓屋Ⅱ二、喫茶店Ⅱ一などとなっております。十数軒はまた

後の希望は、旅館Ⅱ三、下宿Ⅱ十一、従業員は殆んどが帰郷を希望している。

川口

二十八軒百二十人が川口三業協組(一月十日解散)を結成していたが、すでに二割が酒場、洋酒バー、料理店などに転身を完了した。中には変わったところで営業を始めたものもある。従業員も一早く転職して半分以上に減っており、大部分が結婚希望で、相手を捜しぞくぞくと姿を消しつつある。

残りの業者が行悩んでいる最大の理由は資金難であるが、東京に近く立地条件に恵まれているので、住宅地で悩んでいる独身会社員や学生相手の貸聞業に転じてゆくものが見られる。

熊谷

二十八軒の中五軒は転業済み。四軒が兼業Ⅱ質屋、燃料商、Ⅱ自動車修理業Ⅱでいつでも切換えられる態勢を整えているが、残りはやはり資金難で行詰りの形。この点組合の力ではどうにもならず、個々の力でやり抜くよ

浦和

業者十四軒三十三人、稼げる中は稼ごうと、三月ぎりぎりまで営業を続ける予定で、転業態度が決まらない。一方もともと頭を痛めるのは従業員だが、百四十人の中結婚三割借財四割、他への転職が三割といった希望を持っているが、この希望が必ずしも実現できるかどうか問題である。

ものが大部分であり、中には好きでなかったというのさえある。何れにしても、昔通りの、親のために泣く泣く苦界に身を沈めるといったケースは殆んどない。つまり手軽に稼ぐには肉体の切売が一番で、率もよいとは、ぎりぎり切り、算盤づくめで、

働いていたのである。従って、自分の歩んで来た過去に対し罪悪感を抱く者などは殆んどないだろうし、転向の必要も認めてはいないだろうから、今後果してつましい真面目な生活に甘んじてゆけるかどうか。

り外に方法のない状態。五十人近くの従業員希望は結婚、借財、料理屋の女中などとなっている。以上が県下の概況だが、業者にとって資金難が頭痛の種であることが目立つ。しかも経営者の大部分が老人や女、その上他の商売には未経験で、何とか転業はしてみても、経営面でも相当苦しんでいるようだ。「もうけるなどともない。食って行くだけでやっつこのこと……」悲鳴をあげているが、恐らくこれが本音であろう。

越谷の特設七軒も転業 十日限り

昭和三十三年三月 埼玉

埼玉福祉事務所の調べによると市内の越谷町大沢の赤線業者七軒は十日限りで廃業することを決めた。すでに転業した吉川幸平、春日部を除いて、十日以後も残ると見られるのは岩槻市の二軒、蕨市の一軒だけとなった。同事務所の従業員人指導員高田敏子さんの話では、従業員の一歩多い希望は、相手さえあれば結婚したいというので、これは全員の約半数、また決めた人達の職種は家事手伝い四、看護婦見習い、おもち工場

Table with 2 columns: 希望職種, 人数. Includes entries like 飲食店 9, 下宿 5, 料亭 4, etc.

# 明治・大正・昭和遊里年表

中野栄三稿

明治元年 戊辰（九月八日改元）（一八六八）

○五月十五日上野の戦争一日で終る。その後主を失った武家方の妻女、娘などが街頭に出て売色したのももあり、街娼が増えた。

△六月新吉原の業者は従前通り営業を認める旨を申渡した。

○七月江戸を東京と改む（八月一日実施）

○九月明治と改元、一世二元の制を定む。

明治二年（一八六九）

○一月諸街道の「関所」を廃す。

○三月東京へ遷都。

△十一月東京築地の新島原遊廓開業（元年三月に築地鉄砲洲に遊廓設置願出許可となったもの）。

明治三年（一八七〇）

○この年「本陣」の制度廃止、一般旅館屋に玄関、上段の間、門構えなどの建築の自由が認められるようになった。

○九月平民に氏の称を許す。

△七月太政官令にて官許外の遊女屋に、ことに外人館に遊女体の者を差送るを禁ず。

△八月市中の娘を外国人妾に差出すものは処罰の旨令す。

明治四年（一八七二）

△五月吉原大火にて大部分焼失。

○七月廃藩置県、太政官制を制定。

△七月築地の新島原遊廓廃止を命ぜらる。

○八月散髪、剃刀を許す。穢多非人の称を廃す。

明治五年（一八七三）

○全国郵便法出る。

○九月東京横浜間に汽車開通。

△十月「大阪府遊女並席営業規則」出る。

△この年「番貝師」の称を廃し、その他蛇遣い、女相摸などの見世物を禁ず。

明治六年（一八七三）

△六月吉原、根津、品川、新宿、千住、板橋に検査会所を設け毎月三回検査を行なう。

△十二月十日東京府達四五号で貸座敷渡世規則及娼妓規則並びに妻妓取締規則を定め毎月三回の鑑札料を徴す。

明治八年（一八七五）

○二月國民に苗字を称せざる。

○六月「新聞条例」頒布。

△二月「新橋花街」に見番出来る。

拙稿「江戸風俗年表」に次いで風俗年表中から遊里年表を抜萃したが、その他社会世相にとくに重要な関係をもつ事項は○印にて併記した。昭和三十一年「売春防止法」以後のこととはここには省略することとした。

△四月東京府達第八号で隠売女には娼妓鑑札を交付し、吉原、根津その他四宿貸座敷へ一年間預け娼妓に準じさせるとの取締を定む（明治六年の貸座敷渡世規則及びこの定めなどにより、従来四宿の飯盛旅館も貸座敷として認められた）。

明治九年（一八七六）

△九月律令を改正して私娼の取締を地方長官に委任することになり、東京は警視庁所管となる。（これにより警視庁令により、娼妓年齢は満十五歳以上とすること、遊廓は吉原、根津、品川、新宿、千住の五方所に限り、板橋その他はいっさい禁止した）。

明治十五年（一八八二）

△三月群馬県では公娼廃止令布告、明治二十一年六月限り廃止を命ず。（実際には明治二十六年十二月までで廃止となった）。

△五月福岡県に「芸妓の居住地」制限令出る。

明治十七年（一八八四）

○六月鹿嶋館にて西洋ダンスの練習始まる。

○七月華族令を定め公侯伯子男の五爵とす。

△四月京都祇園の都踊に初めて電灯を点す。

明治十九年（一八八六）

△五月浅草公園地区改正成り、四、五、六区このときに始まる。

△九月州崎遊廓設置許可となる。（根津遊廓の移転指定地となり開業は明治二十一年九月）。

明治二十二年（一八八九）

○二月大日本帝國憲法、皇室典範など公布。

○七月東海道線開通。

△十二月品川貸座敷引手茶屋娼妓申合規約が出来た。

△名古屋の娼妓佐藤フテ訴訟に勝ち自由廃業の例を開く。

明治二十三年（一八九〇）

○十二月東京横浜間に電話開通。

△このころ「廢娼論」盛んとなる。

△十一月浅草十二階出来、後年十二階で私娼家密集し魔窟を形成した。

△唐人お吉（本名斎藤きさ）下田にて投身自殺す（享年五十歳）。



明治二十六年(一八九三)

○七月東北本線全通。

△十二月群馬県の遊廓は本月一杯限りで廃止された。(明治十五年以来廃娼実施に問題もあったが、これで廃娼県第一号となった)。

明治二十八年(一八九五)

△群馬県「乙種料理店」を許可。(酌婦接待の飲食店)。

明治二十七年(一八九四)

○八月日清戦争起る。

△一月品川遊廓の芸妓の紋付三枚重ねは奢侈として三業取締より廃止される。

△二月新橋の藤井小登次三千五百円で落籍され記録をつくる。(その後身請額は漸次あがった)。

△三月「娼妓身体検査規則」制定。

△十二月八王子遊廓指定。

△新橋名妓ぼんた、お艶、お妻の名評判となる。(このころ新橋花街組合紛擾あり)。

明治三十年(一八九七)

○八月両国川開きの混雑にて橋の欄干大破し水死を出す。

△このころ浅草の「電気館」話題に登る。(二十三年ころの出現ともいわれ三十六年ころから活動写真館となる)。

△九月新橋の新翁屋の小さな芸妓落籍金一百万の記録をつくる。

明治三十六年(一九〇三)

△京都祇園の娼妓加藤ゆき米人ジョーシモルガンに四万円で落籍する。

明治三十七年(一九〇四)

○二月日露戦争始まる。

△二月下谷、本郷、天神の三花街の見番が「風紀衛兵所」となる。

明治三十八年(一九〇五)

○九月日比谷の焼打事件あり。

○このころラッパ節の流行歌起る。

△警視庁令で芸妓の居住地制限(指定地制度)その他風紀取締を厳にす。

大正四年(一九一五)

△十一月御大典奉祝にて新橋の芸妓五百人半三六十八人丸の内に行列行進を催す。

大正七年(一九一八)

○八月シベリア出兵。(第一次世界大戦終結)

△三月新宿遊廓大正十年三月限りで指定地へ移転を命ぜらる。(それまでは街道に面して散在)

大正八年(一九一九)

△一月庁令で千住遊廓は大正十年一月限りにて指定地へ移転を命ぜらる。

大正十二年(一九二三)

○九月一日関東大震災。吉原、洲崎遊廓焼失、衆議院に焼失遊廓再興不許可の建議が出たが否決された。

大正十四年(一九二五)

○四月「治安維持法」公布。

○五月「普通選挙法」公布。

昭和元年(十二月改元)(一九二六)

△このころ議會方面にも公娼の存廃議しきりに起る。

△この年現在の全国貸座敷数一〇、三三三軒、娼妓数五〇、五六〇人、芸妓数八万人、私娼約十二万人。東京亀井戸八五〇人、玉の井九五〇人という。

△六月「レコード芸妓」市丸浅草に現わる。

昭和三年(一九二八)

△埼玉、福島、秋田、福井各県会にて廢娼を議決した。

昭和四年(一九二九)

△四月霞町の勝太郎松三河家よりおひるめす。

△七月浜町公園開園、浜町音頭を演ず。

△七月柳橋鉄橋となり芸妓の行列行なわる。

昭和六年(一九三一)

○九月濱州事変起る。

△九月赤坂にレコード芸妓現わる。(大正十五年参照)

△十月新橋に芸妓学校始まる。

△このころ廢娼実施の県各地に現わる。(埼玉五年、秋田七年、長崎、青森は八年、富山十三年、三重、鳥取は十四年)。

昭和九年(一九三四)

△三月霞町の勝太郎廢業して小唄勝太郎を名乗る。

△三月長崎丸山遊廓廃止され、貸席料理屋に転向。

△十二月浅草のレコード芸妓吉奴慰問のため満州へ出発。

昭和十年(一九三五)

△十二月ビクター歌手市丸浅草芸妓を廢業す。

△このころ東京市内でのダンスホールようやく許可される。

昭和十一年(一九三六)

△このころ各県で廢娼決議が行なわれた。

昭和十二年(一九三七)

○七月日中戦争起る。

昭和十三年(一九三八)

○二月大日本農民組合結成される。

昭和十四年（一九三九）

昭和十五年（一九四〇）

○第二次世界大戦はじまる。

昭和十六年（一九四一）

○十二月太平洋戦争はじまる。

昭和十七年（一九四二）

昭和十八年（一九四三）

○九月婦女子は筒袖モンペ着用のこととなる。

昭和十九年（一九四四）

○二月来月より割烹店、待合の営業禁止、歌舞伎その他の興行も禁ずる令出る。

昭和二十年（一九四五）

○八月十五日、天皇終戦の詔勅を放送、戦時体制解除となる。

△八月二十六日接客関係業者を招き、「平和と秩序維持のため、進駐軍慰安所設置」に協力を要請、二十七日にはRAA協会の名で大森小町區に慰安所開業、（第一回採用婦一、三六〇名）という。二十九日警視庁より許可される。

△九月、街娼出現「パンパン」と呼ばれた。

○十月十一日、GHQ民主化五大方針を指令、（男女同権、労組結成奨励、教育自由主義化、専制政治より解放、経済民主化）

○十月、「治安維持法」廃止。

○八月、終戦後問もなく、駅前など諸所にヤミ市出現す。

昭和二十一年（一九四六）

△一月十五日、東京の貸座敷業者が自発的に「娼妓廃止」を決定した。

△一月二十一日、連合国最高司令官アーレン大佐の名で「娼妓廃止」の件覚書の通達あり。

△一月二十八日、東京で初めて街娼の一角取締を行なったが、検挙された者は僅かに十八名（居たのは六百余名と云う）。

○二月十六日、新田切かえ（金融緊急措置令公布）。一月五百円生活給まる。

△二月二十日、「娼妓取締規則」その他関係法規いっさいが廃止され、この日限り「娼妓制度」なくなる。

△三月一日、従来の遊里十七カ所に「特殊喫茶店」が認められ、以前の娼妓が転向するまでの暫定措置としたが、これがいわゆる「赤線区域」だった。

○三月二十四日、婦人警官登場。

△五月八日、進駐軍相手の売春行為取締令公布。

△八月、全国一斉に街娼取締実施、二千名検挙。

○十一月三日、日本憲法公布。（二十二年五月三日施行）

△十二月二日、「特殊飲食店」は地域を限定して集团的に認めよう、警保局から措置通達を出す。

△十二月、このころから「パンパン」が売春婦の一般通称となる。（「戦後日本の売春」）

△この年、パンパンの貸間利用者が増加、ために間代急騰して益々住宅難を招いた。

昭和二十六年（一九五一）

△四月十日、銀座六丁目の「東京温泉」開設、「トルコ風呂」これより流行す。

△三月、厚生省発表によると、この年外人相手の売春婦は七万余に達している。

昭和二十八年（一九五三）

○七月二十七日、朝鮮戦争休戦となる。

△十一月二十七日、厚生省は不良マーク旅館、売春宿取締に關し全国調査の結果発表では次の通り。

全国旅館数 三八、五〇〇軒（内不良二五％）。

都内旅館数 約三、〇〇〇軒（内八〇〇軒が街娼対象宿）。

△このころ、温泉街に「パンマ」流行という。

△この年、全国基地七三三、集団売春業者地区七四、業者一七、三二九軒、洋娼五一、六七五名となったが、これを峠として漸次減少の傾向を辿って来た。

昭和三十一年（一九五六）

△五月二十一日、「売春防止法」成立。（実施は三十二年

四月一日から、取締の発効は三十三年四月一日からとなった）。

## 主な引用資料

「日光街道」	大滝利一郎編	のんぶる舎刊	1969
さいたま世相史	篠原孝著	さいたま出版	昭51
飯盛女	五十嵐官夫著	新人物往来社	昭56
廊の生活	中野栄三著	雄山閣	昭43
江戸近郊の宿駅と文化	佐藤久夫著	竹願社	1963
歴史街道	吉本富男編	埼玉新聞社	平2
日光街道繁昌記	本間清利	埼玉新聞社	昭50
埼玉春秋		埼玉春秋社	昭33

資料の転載を禁ずる





大正町誌

大正町誌

町名

町名

大正町	三浦町	新井町	新井町
-----	-----	-----	-----

大正町	三浦町	新井町	新井町
-----	-----	-----	-----

新井町

新井町	新井町	新井町	新井町
-----	-----	-----	-----

新井町	新井町	新井町	新井町
-----	-----	-----	-----

新井町	新井町	新井町	新井町
-----	-----	-----	-----

新井町	新井町	新井町	新井町
-----	-----	-----	-----

新井町	新井町	新井町	新井町
-----	-----	-----	-----

新井町	新井町	新井町	新井町
-----	-----	-----	-----

新井町	新井町	新井町	新井町
-----	-----	-----	-----

新井町	新井町	新井町	新井町
-----	-----	-----	-----

新井町	新井町	新井町	新井町
-----	-----	-----	-----

新井町	新井町	新井町	新井町
-----	-----	-----	-----

新井町	新井町	新井町	新井町
-----	-----	-----	-----

新井町	新井町	新井町	新井町
-----	-----	-----	-----

新井町	新井町	新井町	新井町
-----	-----	-----	-----

新井町	新井町	新井町	新井町
-----	-----	-----	-----